

平成29年第1回奈井江町議会定例会

平成29年3月3日（金曜日）

午前9時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 付託諮問 奈井江町の介護保険施設の運営を社会福祉法人に移管する
第 2 号 ことについて
- 第 6 議案第1号 平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第11号）
- 第 7 議案第2号 平成28年度奈井江町国民健康保険会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第3号 平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）
- 第 9 議案第4号 平成28年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第5号 平成28年度奈井江町国民健康保険病院事業会計補正予算（第
7号）
- 第11 議案第6号 平成28年度奈井江老人保健施設事業会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第7号 平成28年度奈井江老人総合福祉施設事業会計補正予算（第4号）

○出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 き み 子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 律 子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員 なし

○ 地方自治法第 121 条により出席した者の氏名（17 名）

町 長	北 良 治
副 町 長	相 澤 公
教 育 長	萬 博 文
会 計 管 理 者	篠 田 茂 美
ふるさと振興参事	碓 井 直 樹
健康ふれあい参事	小 澤 敏 博
まちづくり課長	馬 場 和 浩
くらしと財務課長	小 澤 克 則
おもいやり課長	松 本 正 志
ふるさと商工課長	横 山 誠
ふるさと創生課長	石 塚 俊 也
まちなみ課長	大 津 一 由
ふるさと農政課長	辻 脇 泰 弘
やすらぎの家施設長	表 久 義
教 育 次 長	山 崎 静
町立病院事務長	杉 野 和 博
代 表 監 査 委 員	中 野 浩 二

○欠席した者の氏名 なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（2 名）

議 会 事 務 局 長	岩 口 茂
議 会 庶 務 係 長	東 藤 美妃代

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員 9 名で定足数に達していますので、平成 2 9 年奈井江町議会第 1 回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 2 条の規定により、6 番森岡議員、7 番笹木議員を指名します。

日程第 2 会期の決定について

●議長

日程第 2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から 1 7 日までの 1 5 日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から 1 7 日までの 1 5 日間に決定しました。

日程第 3 議長諸般報告

1. 会務報告

●議長

日程第 3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

(9時01分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、4番石川議員。

(議会運営委員長 登壇)

●4番

おはようございます。

昨年の平成28年第4回定例会終了後から、本日の平成29年第1回定例会までの議会運営委員会の開催報告を申し上げます。

議会運営委員会は合計4回開催しております。

開催日順に報告致します。

委員会開催日平成29年1月19日、調査事項は、議会会議規則について。調査内容は、①議会会議規則の検討についてです。

委員会開催日平成29年2月6日、調査事項は、議会会議規則について。調査内容は、①議会会議規則の検討について、②第1回定例会の対応についてです。

委員会開催日平成29年2月10日、調査事項は、議会会議規則について。調査内容は、①議会会議規則の検討についてです。

委員会開催日平成29年2月28日、調査事項は、第1回定例会に関する議会運営等について。調査内容は、①会期及び議事日程等について、②総括質問について、③町政一般質問について、④予算審査特別委員会の設置について、⑤請願、意見案、陳情等の取り扱いについて、⑥要請等について、⑦調査等について、⑧議会会議規則の検討についてです。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

3. 委員会所管事務調査報告

(9時03分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、3番遠藤議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 3 番

おはようございます。

それでは、第4回定例会におき、付託されました事項の調査が終了しておりますので、ご報告申し上げます。

委員会開催日1月26日、調査事項、調査第1号「学校経営について（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおりです。

資料につきましては、別紙のとおり。

意見・要望と致しまして、児童・生徒の学校生活は大変落ち着いており、引き続き、きめ細やかな指導と共に、保護者・地域に信頼される学校づくりに努めていただきたい。

学習環境では、漢字検定、英語検定の支援のほか、教職員と教育委員会で構成するパワーアップ委員会において、統一した学習規律の実施など、小中で連携した学力向上に向けた取り組みが進められており、今後とも基礎学力の定着、指導方法の改善に活かしていただきたい。

学校側のご理解をいただき奈井江商業高校の視察を行った。

本年度の進路状況では、すでに100%決定し、小中学校との連携、地域づくりへの参画など、今後とも、高校の教育活動、地域活動など大いに期待するところである。

生徒確保では、引き続き、町と学校等との連携した支援が継続されるよう努力願いたい。

委員会開催日2月2日、調査事項、調査第2号「商工業の振興について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、本町の事業所数、従業員数の総体では減少傾向にあるものの、製造品出荷額等においては、設備投資の効果などから、空知管内2番目と高い出荷額となっていることは、地域の経済効果や新たな雇用に繋がるものであり、喜ばしいことである。

一方で、企業誘致活動においては、依然として厳しい状況にはあるものの、北海道をはじめ、関係機関と連携し積極的な情報収集や情報発信、企業訪問等に努め、更なる誘致活動に努力願いたい。

委員会開催日2月2日、調査事項、調査第3号「子育て支援及び認定こども園の管理運営について（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料につきましては、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、認定こども園では、転入者や保護者の就労などにより園児数が増加傾向にあり、特に3歳未満児の入所が増えていることが報告された。

運営面では、長時間・短時間保育の移行が希望に沿うようスムーズに行われており、英語教育や食育活動など特色ある保育、就学前からの小学校との連携、保育料軽減などに取り組んでいることを評価するものである。

引き続き、きめ細やかな運営に努めるほか、認定こども園の取り組みなど、より積極

的な周知に努めていただきたい。

児童館では、利用が減少傾向にあるものの休館日の変更、学童保育では利用時間の延長などの取り組みが行なわれている。今後とも子ども達や保護者が安心して利用できる施設運営に努めていただきたい。

委員会開催日 2 月 1 4 日、調査事項、調査第 4 号「公共施設等総合管理計画について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、人口減少・少子高齢化社会が進行する中、今後の公共施設等にかかる維持管理経費は大きな財政負担になることが予測されることから、将来に渡り公共施設を適正に維持していくことが重要である。

今後 10 年の行政需要等を見極め、施設の廃止・複合化などにより、総床面積の削減目標を 20% とすることが示された。

公共施設の整備、集約化などの基本方針が示されているが、計画の実施には町民の理解と協力が必要不可欠であり、早い段階で十分な説明を行い、町民の理解が得られるよう努力願いたい。

計画の推進では、町民の利便性、ニーズ等を考慮し、将来にわたり必要な公共サービスを提供するとともに、まちづくり計画・実施計画との整合性を図りながら、行財政運営の健全化が図られるよう望むものである。

以上、報告と致します。

(広報常任委員会)

(9 時 0 9 分)

●議長

広報常任委員長、5 番三浦議員。

(広報常任委員長 登壇)

●5 番

おはようございます。

広報常任委員会の報告を致します。

委員会開催日 1 2 月 2 0 日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①広報 2 月号の誌面構成について。

委員会開催日 1 月 1 1 日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①広報 2 月号の校正について、②議会中継について、音声データのホームページ掲載。

委員会開催日 1 月 2 0 日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①広報 2 月号の校正について、②議会中継について、音声データのホームページ

掲載について。

委員会開催日 1 月 2 7 日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①広報 2 月号の校正について、②議会中継について、音声データのホームページ掲載について審議しました。

以上により、2 月 1 5 日に議会だより 6 月号を発行致しましたことを合わせて報告致します。

4. 例月出納定例検査報告

(9 時 1 1 分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第 4 行政報告

(9 時 1 1 分)

●議長

日程第 4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第 1 回定例会、大変ご苦労さまでございます。

平成 2 8 年第 4 回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げたいと思いますが、はじめに、行政報告に記載はありませんが、老人総合福祉施設「やすらぎの家」で入所者のベッドからの転落事故がありましたので、町議会の皆様、町民の皆様、関係各位に対しまして、ご報告申し上げると同時に、深くお詫び申し上げる次第であります。

今回の事故につきましては、2 月 1 5 日、午前 1 0 時 1 0 分頃、介護職員が起床介助のため居室に入り、ベッドにいた入所者を車イスに移乗させる予定でしたが、居室入口

にある車イスを、室内に持ち込むことを失念したために、慌ててベッドの柵を外したまま居室の入口まで車イスを取りに行った際、入所者が寝返りし、ベッドから転落したものでございます。

意識はあるものの、左前額に3cmの裂傷があったため、応急措置を行いまして、速やかに救急要請を行い、砂川市立病院に搬送を致しました。

検査の結果、脳内出血や頭部の骨折もなく、左前頭部の裂傷箇所の縫合（6針）を行ったほか、全身のX線検査で、左のろっ骨1本に骨折がみられましたが、「今回のことが原因かは判断がつかない」ということでございまして、また本人からは痛みの訴えもなく、「特に異常がなければ治療の必要はない」とのこととございました。

その後も意識があり、普段と変わらない様子でしたので、その日の午後2時頃には、施設に戻ることが出来ました。

2月27日には抜糸を行い、治療が終了となりましたが、今後1～2ヶ月の間、様子観察が必要とのこととございました。

ご家族に対しましては、事故当日、施設長と看護師長によりまず事故の報告と謝罪に伺ってきたところでございますが、今回の事故につきましては、職員の注意不足と安全意識の欠如が原因でございまして、改めて介護方法について再確認・徹底を図るとともに、安全意識の高揚を図るため、各種研修会への参加する機会を増やすなど再発防止に最善の努力を図って参る所存でございます。

今回の事故に遭われました入所者をはじめと致しまして、ご家族の皆様、町議会、町民各位にご心配とご迷惑をおかけしたことに對し、改めて心から深くお詫び申し上げます。

それでは、改めまして行政報告に入らせて頂きますが、初めに、ふるさと農政課関係でございますが、1月12日、道庁の土屋・農政部長も駆けつけるなど、大勢の関係者が集まる中におきまして、「奈井江すいせい」を楽しむ会が開催されました。

当町の農産品の生産技術は非常に高く、今回、大関議員の園場で初めて作付された酒米が、旨い酒となって誕生致しましたが、評判も上々でありまして、町と致しましても、この地酒を、ふるさと応援寄付金の返礼品として活用し、PRして参りたいと考えております。

次に、ふるさと商工課関係でございますが、2月4日、文化ホールにおきまして、ないうえ冬まつりが開催されました。

商工会の皆さんを中心と致しまして、農協や町職員も加わった実行委員会形式で行われまして、文化ホールや農協の多機能型交流スペースを活用するなど、駅前エリアを一体的に活用したイベントや特産品の販売など、充実した内容で行われました。

来場した約800人の人々が、真冬の1日を楽しみました。

また、今年は、コンチェルト・ホールを活用し、演奏会と結婚式をミックスさせた「ないえ・ミュージック・ウエディング」と題する人前結婚式が行われ、親族、一般の町民、約130人の祝福に見守られる中、素晴らしい結婚式が開催されました。

私も、お二人の立会人として参加を致しまして、心から感激をしたところでございます。

以上、一般行政報告と致します。

(教育行政報告)

(9時18分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第1回定例会のご出席、大変ご苦労さまでございます。

それでは、教育行政報告と致しまして、2点につきまして、ご報告を申し上げます。

第1点目は、1月8日に開催されました成人式でございます。

本年の該当者は、58名で、その内、42名の新成人が出席をし、厳粛のうちに式典を挙行致しました。

その後、ミニコンサートを開催を致しまして、成人をお祝いしたところでございます。

2点目は、報告書には記載してございませんが、2月28日、北海道教育委員会より、道立高校入試出願の最終発表がなされたところでございます。

奈井江中学校におきましても、3年生、55名の生徒諸君が、私立高校を含めまして、16の高等学校の入学試験に臨むところでございます。

生徒諸君全員が、希望に満ちた春を迎えられますよう、祈念するところであります。

奈井江商業高等学校の出願状況につきましては、情報処理科、定員40名に対しまして33名、0.8倍の出願率となったところでございます。

今後とも、高校側との連携を図りながら、魅力ある学校づくりに支援して参りたいと考えてございますので、町民各位並びに議員各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 付託諮問第2号の上程・報告・討論・採決

(9時20分)

●議長

日程第5、付託諮問第2号「奈井江町の介護保険施設の運営を社会福祉法人に移管することについて」を議題と致します。

本件については、介護保険施設の運営移管に関する審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

（審査報告書）朗読

●議長

ここで、介護保険施設の運営移管に関する審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

介護保険施設の運営移管に関する審査特別委員長、8番大矢議員。

（8番 登壇）

●8番

皆さん、おはようございます。

それでは、介護保険施設の運営移管に関する審査特別委員会の審査結果について、私よりご報告させていただきます。

奈井江町ではこれまで、町民と共に高齢者施設の整備、町立国保病院の改築、開放型共同利用を基本とした地域包括ケアシステムの構築など、医療・保健・福祉・介護の連携を基軸に、高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる、健康と福祉のまちづくりを積極的に進めてきました。

今後も、厳しい施設運営や要介護者の増加が見込まれる中、「奈井江町の医療・介護・福祉連携のあり方検討委員会」において、今後の奈井江町にふさわしい包括的なケアシステムの構築、介護施設の民間事業者との連携の重要性などが、意見書として示されたところであります。

昨年12月16日の第4回定例会において、諮問第2号「奈井江町の介護保険施設の運営を社会福祉法人に移管することについて」、特別委員会を設置し審査したところであります。

審査は、平成29年1月16日、1月30日、2月6日及び、1月18日には、つしま医療福祉グループの視察を含めて4日間にわたり委員会を開催し、全委員出席のもとで提出された関係資料、町長をはじめ関係職員の説明を求めながら慎重に審査し、更に十分なる質疑を重ね結論を得ましたので、その結果をご報告いたします。

まず、結論から申し上げますと、諮問第2号「奈井江町の介護保険施設の運営を社会福祉法人に移管することについて」は、全会一致をもって原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、介護保険施設の運営を移管するにあたり、主だった意見・要望を申し上げます。

1点目は、利用者、町民への説明についてであります。

健寿苑及びやすらぎの家の運営が、町営から民営へと大きく変わります。

入所者や家族、また町民に対して早期に丁寧な説明や周知を行い、十分理解を得ることが必要と考えます。

その中で、不安や疑問、要望などを把握し、適切に解消することで、スムーズに移行ができるよう努力いただきたい。

2点目は、運営移管後の町の関与のあり方についてであります。

新たに設立される社会福祉法人は、つしま医療福祉グループの優れたノウハウを活用した運営、入所者の自立や人権が尊重されたサービスの提供がなされるものと、大いに期待するところであります。

この新法人には、町民を代表して見識ある方が複数役員に就任される予定であります。運営移管後においても、利用者や町民の声、意向がより反映されるシステムづくりについて検討され、官民協力の下にさらに発展することを望むものであります。

3点目は、職員の処遇、理解と協力についてであります。

職員の処遇等については、つしま医療福祉グループへ希望者の視察を進めるほか、1年間をかけて十分な意見交換、議論を深めながら、処遇等の方向性を見出すことを最優先で取り組むことが示されました。

本町での、施設と在宅が結びついた地域包括ケアの在り方、官民連携の必要性をはじめ、職員の配置や労働条件など、十分な情報提供を積極的に図り、職員の不安解消はもとより、理解と協力が得られるよう、最大限の努力を強く望むものであります。

また、多様な高齢者のニーズに応え得る介護サービスの充実が求められている中、つしま医療福祉グループの計画的な研修などにより、町民の安心につながる施設の機能が発揮できるよう努力願いたい。

4点目は、奈井江町にふさわしい地域包括ケアシステムについてであります。

医療・保健・福祉・介護を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな施設整備が困難な中、地域の実情とニーズに即した、多様な在宅介護サービスが求められています。

つしま医療福祉グループとして長年培ってきた経験やノウハウ、柔軟で迅速なサービスを積極的に取り入れ、既存施設と有効に結びついた一貫した在宅サービスを構築することで、利用者や家族にとって計り知れない安心感、充実感を得ることが出来るものと考えます。

本町がこれまで進めてきた、医療・保健・福祉・介護連携の理念を継承しながら、新設される社会福祉法人と地元医歯会、社会福祉協議会などの関係機関と連携した、奈井江町にふさわしい地域包括ケアシステムの構築を早急に進めていただきたい。

以上、主だった意見・要望を申し上げましたが、特別委員会の審査において出された意見要望も含めて十分検討されるよう望むものであります。

これをもちまして、介護保険施設の運営移管に関する審査特別委員会の報告といたします。

●議長

付託諮問第2号「奈井江町の介護保険施設の運営を社会福祉法人に移管することにつ

いて」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

付託諮問第2号を採決します。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり同意することに決定であります。

本件は、委員長の報告のとおり、同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本件は、委員長の報告のとおり、同意することに決定しました。

日程第6 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(9時28分)

●議長

日程第6、議案第1号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第11号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

皆さん、おはようございます。

第1回定例会大変お疲れさまでございます。

それでは、一般会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。

第1回奈井江町議会定例会議案のNO1、1頁をお開き下さい。

議案第1号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第11号)」

平成28年度奈井江町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,618万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,445万3千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成29年3月3日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

はじめに歳入です。

1款町税3,456万2千円を追加し7億5,446万3千円、12款分担金及び負担金54万円を追加し2,567万円、13款使用料及び手数料174万7千円を減額し1億1,039万円、14款国庫支出金2,731万2千円を減額し2億9,265万1千円、15款道支出金1,148万5千円を減額し3億9,309万1千円、16款財産収入1,164万4千円を減額し706万8千円、17款寄附金315万4千円を追加し3,165万3千円、18款繰入金1,759万4千円を追加し2億8,886万1千円、20款諸収入735万8千円を追加し1億9,149万4千円、21款町債3,720万円を減額し3億6,542万8千円、歳入合計2,618万円を減額し49億7,445万3千円であります。

4頁をご覧ください。

歳出であります。

1款議会費43万円を減額し3,736万7千円、款総務費467万5千円を追加し3億80万5千円、3款民生費6,533万6千円を減額し9億2,292万6千円、4款衛生費7,702万5千円を追加し8億3,305万円、6款農林水産業費1,445万円減額し2億4,564万5千円、7款商工費197万5千円を減額し1億118万円、8款土木費948万円を減額し6億3,564万1千円、9款消防費100万2千円を減額し1億5,863万4千円、10款教育費1,204万3千円を減額し2億8,248万6千円、11款公債費418万5千円を減額し7億1,219万5千円、12款職員費102万1千円を追加し7億1千万円、歳出合計2,618万円を減額し49億7,445万3千円であります。

下段の第2表、繰越明許費であります。3つの項目に渡って、事業に渡って追加をさせていただきます。

2款総務費の3項戸籍住民基本台帳費であります。個人番号カード等関連事務委託に関わる交付金事業で45万3千円、3款民生費、1項社会福祉費であります。臨時福祉給付金の経済対策分事業として、2,676万円、10款教育費の2項小学校費であります。奈井江小学校のグラウンド改修工事で5,631万2千円、3つの事業について繰越明許費を追加するものでございます。

今回の補正につきましては、この後提案をさせていただきます。特別会計及び企業会計も含めまして、それぞれ事業費の確定による精査ということで補正をさせていただきたいというふうに思っております。まず一般会計の補正予算、歳出より説明を致しますので、18頁をご覧ください。

議会費では、旅費等の精査によりまして43万円を減額計上。

同じく18頁の総務費、総務管理費、一般管理費では449万6千円を追加計上して

おります。

主な補正の内容であります。財政事務に要する経費、ふるさと応援寄附金に対する記念品、及び送料等々で85万7千円を追加計上してございます。

職員の一般旅費であります。見込み精査によりまして、100万円を追加計上したほか、行政情報システム、情報システムのセキュリティ強化に関わる北海道自治体情報システム協議会負担金等々によりまして、338万4千円を追加しております。

生活交通確保対策に要する経費では、中央バスの運行負担金等々で157万2千円を追加計上しております。

21頁をお開き下さい。

財産管理費では、15万8千円を追加計上しておりますが、主な内容であります。燃料費等々の精査を行った他、職員、教員住宅の維持管理に要する経費で修繕ということで50万7千円を追加計上しております。

23頁をご覧下さい。

交通安全対策費では、防犯灯に要する経費で光熱水費の精査により、180万円を減額しております。

24頁に渡ります国際交流費における、ハウスヤルビ町の訪問団受け入れの経費で11万3千円を減額。

財政調整基金では、利息分の積み立ての精査で2万5千円を減額しております。

同じく減債基金では1千円の追加計上をしてございます。

25頁の地域振興基金では、ご寄附による積立金を追加計上したほか、利息分の積み立て金の精査を行いまして、合わせて315万1千円を追加しております。

役場庁舎整備基金では5千円を追加計上しております。

徴税費の賦課徴収費では、委託料の精査で22万7千円を減額。

26頁の、戸籍住民基本台帳費では、個人番号カード等々に要する経費の事務交付金の精査によりまして、55万円を減額しております。

選挙費の参議院議員選挙費では、事業費精査により17万6千円を減額計上。

27頁の統計調査費の指定統計費では、経済センサス活動調査等、それぞれ精査を行い24万5千円を減額しております。

28頁から31頁に渡ります民生費、社会福祉費の社会福祉総務費では、合わせて2,704万6千円を減額しております。

その主な内容であります。障がい者支援に要する経費で、扶助費等々の見込み精査を行いまして、2,023万8千円を減額しております。

社会福祉団体等補助金の見込み精査で、489万5千円を減額計上したほか、国民健康保険事業会計の繰出金では基盤安定負担金の確定等々によりまして、165万円を追加しております。

臨時福祉給付金に要する経費では、平成27年度の給付事業費事務費の精査による返還金で279万3千円を減額。

31頁の国民年金費では、平成27年度の事務費精査による返還金で4千円を追加計上。

31頁から33頁に渡ります老人福祉費では、合わせて409万8千円を減額計上してございますが、その主な内容につきましては、敬老事業に要する経費の敬老会入浴料助成の見込み精査による、267万6千円の減額その他、後期高齢者医療保険に要する経費で、基盤安定負担金の確定による、86万円の減額であります。

33頁の母子福祉費では、ひとり親医療給付事業に要する経費で57万5千円を減額計上しております。

34頁をご覧ください。

心身障がい者特別対策費では、重度心身障がい者医療給付事業に要する経費で、70万9千円を減額。

老人福祉施設費では、老人福祉寮の管理運営に要する経費で83万3千円を減額しております。

38頁に渡ります高齢者対策費では、合わせて362万1千円を減額しておりますが、その主な内容は、老人総合福祉施設事業会計繰出金で、人件費、施設管理費等の見込み精査により、54万7千円を減額したほか、地域ケア会議に要する経費で合同開催等々により精査を行い、58万3千円を減額計上しているほか、コミュニティカフェに要する経費で、地域おこし協力隊に関わる報酬等々、165万3千円を減額しております。

38頁をご覧ください。

介護保険推進費では、介護保険事務に要する経費で、空知中部広域連合への負担金の確定によりまして、1,847万円を減額。

39頁の児童福祉費、児童福祉総務費では、保育所広域入所、学童保育、障がい児の通所支援、それぞれ見込み精査を行いまして、合計で117万円を減額しております。

40頁の児童措置費では、児童手当の支給、子ども医療費助成事業、養育医療給付事業、それぞれ見込み精査を行いまして、合わせて661万8千円を減額計上してございます。

41頁に渡ります児童福祉施設費では、児童館の管理運営、子育て支援センターに要する経費の精査、合計で21万4千円を減額計上。

42頁に渡ります認定こども園費では、臨時保育士の賃金、需用費等の精査によりまして、198万6千円を減額計上してございます。

42頁をご覧くださいと思いますが、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費では、合わせて8,250万円を追加してございます。

この主な内容であります、老人保健施設事業会計繰出金で、営業収益の減少等々を勘案した繰出金の精査を行い1,600万円を追加したほか、病院事業会計繰出金で、サービス付高齢者向け住宅の運営に関わる不足、不採算地区の病院医業収益不足分に係る繰出金の精査を行いまして6,645万7千円を追加しております。

45頁にわたります、予防費では、妊婦健診、がん検診、健康診査、各種予防接種の委託料の見込み精査を行い、合計で430万1千円を減額。

環境衛生費では、葬祭場・墓地の管理委託料等々の精査で15万6千円を減額しております。

保健センター費では、病院事業会計への負担金で３０万５千円を減額しております。

４６頁をご覧ください。

清掃費の塵芥処理費では、中・北空知廃棄物処理広域連合の負担金の精査によりまして７１万３千円を減額計上。

４８頁にわたります、農林水産業費の農業費、農業振興費では、事業確定による精査で合計１０７万７千円を減額しております。

４９頁にわたります、農地費では、事業確定による精査によりまして１，１２４万２千円を減額。

５０頁にわたります、林業費、林業振興費では、事業確定による精査で１万１千円を追加計上しております。

５０頁の林道維持費では、林道の維持管理に要する経費の精査によりまして７１万５千円を減額。

撫育管理費では、町有林、にわ山森林自然公園の維持管理委託料の精査により、１４２万７千円を減額しております。

５１頁をご覧くださいと思いますが、商工費、商工業振興費では、中小企業振興保証融資、奈井江町商工会事業、みなクルの管理運営に要する経費の精査を行いまして、１５１万１千円を減額しております。

５２頁をご覧ください。

企業誘致費では、空知団地維持管理委託料の精査により、４６万４千円を減額。

土木費の土木管理費、土木総務費では、土木管理に要する経費で３千円を減額しております。

５３頁の、道路橋りょう費、道路新設改良費では、町道の新設改良に要する経費で、委託料の精査によりまして１，４８９万２千円を減額。

河川費、河川維持費では、河川の維持管理委託料の精査によりまして１万４千円を追加計上しております。

水防費では、防災に要する経費で、報酬等の精査により、７万８千円を減額であります。

５４頁をご覧ください。

都市計画費、都市計画総務費では、都市計画審議会に要する経費で、報酬の精査を行いまして、１万９千円を減額。

下水道費では、下水道事業会計繰出金で見込み精査を行い、７７９万３千円を追加しております。

公園費では、公園の維持管理に要する経費で、需用費、委託料の見込み精査を行い、６６万６千円を減額。

５５頁の、住宅費、住宅管理費では、公営住宅の維持管理に要する経費で、修繕の見込み精査を行い、３５万２千円を追加しております。

５６頁をご覧ください。

住宅建設費では、公営住宅の解体工事の確定によりまして、１９８万１千円を減額。

消防費では、負担金の見込み精査により１００万２千円を減額しております。

５７頁の、教育費、教育総務費、教育委員会費では、教育委員会の旅費の精査を行いまして１万円を減額しております。

５８頁にわたります、事務局費では、教育委員会事務局に要する経費、ことばの教室に要する経費、スクールバスの運行に要する経費等々で、見込み精査を行いまして、３９万４千円を減額。

５８頁の小学校費、学校管理費では、燃料費、委託料等々の見込み精査と、奈井江小学校グラウンド改修にかかる工事請負費あわせて４５２万６千円を減額しております。

５９頁から６０頁にわたります、教育振興費では、小学校就学援助に要する経費、その他小学校の教育振興に要する経費の見込み精査を行いまして、合計で１２１万８千円を減額。

６１頁にわたります、中学校費、学校管理費では、燃料費、光熱水費、委託料等々の見込み精査を行いまして６０万２千円を減額しております。

６３頁にわたります、教育振興費であります、中学校の就学援助等に要する経費や、英語指導助手に要する経費の見込み精査を行いまして、４万６千円を減額しております。

６３頁の、幼稚園費であります、言語治療教室に要する経費で、扶助費等の見込み精査を行いまして４万７千円を減額しております。

６３頁から６５頁にわたります、社会教育費、社会教育総務費では、それぞれ要する経費の事業確定等々によりまして、あわせて７万４千円を減額計上したところでございます。

６５頁の、青少年対策費では、事業確定によります補助金の精査によりまして４６万８千円を減額であります。

６６頁をご覧ください。

公民館費であります、光熱水費、施設の維持管理委託料等々の見込み精査を行いまして６８万円を減額しております。

６７頁の、図書館でも同様に、委託料等々見込み精査を行い９千円を減額。

６８頁にわたります文化ホール費では、施設の管理運営、自主事業に要する経費等々の事業確定によりまして６７万２千円を減額しております。

６９頁にわたります、保健体育費、保健体育総務費では、スポーツ事業等々に要する経費で、補助金の確定によりまして４万２千円を減額。

同じく６９頁の、体育施設費では、トレーニング機器購入等々の精査によりまして１８２万９千円を減額しております。

学校給食費では、給食組合負担金の精査により１４２万６千円を減額。

７０頁の公債費であります、長期償還金の元金で、見込精査を行い８８万円を減額計上しております。

長期債の利子、一時借入金利子であります、こちらも見込精査を行いまして３３０万５千円を減額しております。

７１頁の、職員費であります、農業事業の確定に伴いまして、見込んでおりました人件費が減額ということ、事業支弁が減額となったため、１０２万１千円を追加計上させて頂いております。

災害復旧費であります。今回の補正額はありますが、歳入で補正をしております、北海道市町村備荒資金組合普通納付金の支消金の収入の充当先ということで、財源の振替をさせて頂いております。

続きまして、歳入について説明致します。

7頁にお戻り下さい。

町税の町民税では、製造業等の納付実績を踏まえた見込み精査を行いまして、205万1千円を減額。

固定資産税では、償却資産等の賦課実績を踏まえた見込み精査により3,327万5千円を追加しております。

軽自動車税では、90万2千円、たばこ税で216万1千円、都市計画税で27万5千円、それぞれ見込み精査を行いまして、追加計上しております。

8頁をご覧下さい。

分担金及び負担金であります。認定こども園の入所運営費保護者負担金、学童保育の利用者負担金、道営土地改良事業の負担金、換地等調整事業負担金等々の見込み精査を行いまして54万円を追加しております。

9頁の、使用料及び手数料では、老人福祉寮の使用料、住宅使用料等々の見込み精査を行いまして174万7千円を減額しております。

11頁にわたります、国庫支出金であります。国民健康保険基盤安定負担金、学校施設環境改善交付金などを追加したほか、社会資本整備総合交付金の確定、障がい者自立支援給付金の見込み精査を行いまして、合計で2,731万2千円を減額しております。

13頁にわたります、道支出金では、障がい者自立支援給付費等負担金、国民健康保険基盤安定負担金、ひとり親等医療費補助金、重度心身障がい者医療費補助金、経営体育成促進換地等調整事業補助金等々の精査を行いまして、合計で1,148万5千円を減額計上しております。

13頁から14頁にわたります、財産収入費であります。土地建物の売払収入の精査によりまして、合わせて1,164万4千円を減額しております。

寄附金では、商工会の料飲業部会様、音楽なかま「奇想天外」代表 堀 美鈴 様、藤江 正司 様、ふるさと納税で三栖 和之様 ほか132名の方からのご寄付によりまして、315万4千円を追加計上しております。

15頁の、諸収入であります。北海道市町村備荒資金組合の普通納付金支消収入、重度心身障がい者の高額医療収入などを追加計上、また、地域支援事業収入、スポーツ振興くじ助成事業などの減額計上などを含め、合計で735万8千円を追加計上しております。

16頁から17頁にわたります、町債の過疎債であります。各事業費の見込み精査によりまして2,390万円の減額を行っております。

17頁の土木費であります。橋梁定期点検委託事業、町道15号アンダーパス設備更新工事、合計で1,330万円の減額計上であります。

以上におけます歳入歳出の差1,808万4千円につきましては、財政調整基金繰入

金を同額追加計上を行いまして、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

(9 時 5 4 分)

説明が終わりましたので、質疑を行います。

6 番森岡議員。

●6 番

只今、説明ありました一般会計補正予算（第 1 1 号）の中で、1 点だけ質問させていただきます。

5 8 頁、土木費の中で、第 2 目、道路新設改良費の中におきまして、町道新設改良事業に要する経費ということで 1, 4 8 9 万 2 千円減額されておりますけれども、この事業については、多分、歳入において起債、土木債の中で今減額された橋梁点検委託事業かなと思っているんですけど、この減額の中身につきまして、まず説明をお願いしたいと思います。

5 3 頁です。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今の森岡議員のご質問でございます。

5 3 頁の町道新設改良に要する経費の減額計上でございますが、2 8 年度に橋梁点検は、補助事業で行っておりまして、国からの補助金の交付額の減額、それと発注による精査、あと 1 2 号と 1 3 号の橋の橋梁の負担金の減額ということで今回 1, 4 8 9 万 2 千円を減額しております。

歳入につきましても、1 0 頁の 9 7 1 万 6 千円の減額ということでございます。

●議長

その他ございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、10時10分まで休憩と致します。

(休憩)

(9時28分)

日程第7 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時07分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第7、議案第2号「平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書74頁をお開き下さい。

議案第2号「平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」

平成28年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,421万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月3日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入であります。

1款国民健康保険税1,335万円を追加し1億1,958万7千円、4款繰入金7,

708万7千円を減額し5,155万8千円、6款諸収入6,682万3千円を追加し9,973万8千円、7款道支出金93万8千円を追加し153万2千円、歳入合計402万4千円を追加し2億7,421万円とするものです。

歳出であります、1款総務費は3,266万1千円を減額し2億3,319万2千円、2款基金積立金3,285万9千円を追加し3,289万9千円、3款公債費は5千円を減額し1千円とするものであります。4款諸支出金であります383万円を追加し805万4千円、歳出合計402万4千円を追加し2億7,421万円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出より説明を致します。

81頁をご覧下さい。

総務費では、空知中部広域連合への分賦金の減額によりまして、3,266万1千円を減額。

公債費では、一時借入金利子の精査により4千円を減額であります。

83頁の、諸支出金であります、直営診療施設勘定繰出金の確定等々によりまして383万円を追加計上しております。

続きまして歳入について説明致します。

77頁にお戻り下さい。

国民健康保険税では、賦課実績によります見込み精査を行い1,335万円を追加計上。

78頁の、繰入金の一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金の確定により164万9千円を追加計上。

諸収入では、雑入で、平成27年度決算確定に伴います空知中部広域連合からの返還金6,299万9千円の追加など、合計で6,682万3千円を追加してございます。

道支出金であります、国民健康保険制度関係業務準備事業補助金ということで93万8千円を追加計上してございます。

以上におけます歳入歳出の差につきましては、国保基金繰入金を7,873万6千円減額計上するとともに、国保基金積立金を3,285万9千円追加計上し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時13分)

●議長

日程第8、議案第3号「平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書84頁をご覧ください。

議案第3号「平成28年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

平成28年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,177万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月3日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入であります。1款後期高齢者医療保険料162万8千円を追加し5,986万6千円、3款繰入金71万8千円を減額し3,144万5千円、歳入合計91万円を追加し9,177万6千円とするものであります。

歳出であります、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 9 1 万円を追加し 9, 1 4 4 万 3 千円、歳出合計も同様に 9 1 万円を追加し 9, 1 7 7 万 6 千円であります。

補正予算の内容につきまして、歳出より説明致しますので、8 8 頁をご覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金の見込精査により 9 1 万円の追加計上であります。

歳入について説明を致しますので、8 7 頁をご覧ください。

後期高齢者医療保険料では、算定実績による見込み精査により 1 6 2 万 8 千円を追加計上し、繰入金では、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金の見込み精査により 7 1 万 8 千円を減額計上したところでございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10 時 16 分)

●議長

日程第 9、議案第 4 号「平成 28 年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第 4 号）」

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の８９頁をご覧ください。

議案第４号「平成２８年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第４号）」

平成２８年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５０１万５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億７，４５８万９千円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２９年３月３日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第１表、歳入歳出予算補正。

歳入であります、１款使用料及び手数料３４５万５千円を追加し１億２，６０５万８千円とするものです。２款分担金及び負担金５６万４千円を追加し１４５万６千円、３款繰入金７７９万３千円を追加し２億６，５６７万１千円、５款諸収入１４７万３千円を追加し３４７万５千円、６款町債１，８３０万円を減額し７，５９０万円、歳入合計５０１万５千円を減額し４億７，４５８万９千円とするものであります。

歳出であります、１款下水道費４５３万７千円を減額し８，０２８万３千円、２款公債費４７万８千円を追加し３億９，４２２万６千円、歳出合計５０１万５千円を減額し４億７，４５８万９千円であります。

補正の内容につきまして、歳出より説明を致します。

９４頁をご覧ください。

下水道費では、各事業費の見込み精査を行い、合わせて４５３万７千円を減額計上。

９６頁の公債費では、借入条件の確定等々により４７万８千円を減額計上しております。

続いて、歳入について説明致します。

９２頁にお戻り下さい。

使用料及び手数料の下水道使用料では使用料納付実績の見込み精査により３４５万５千円を追加計上。

分担金及び負担金では、受益者負担金の一括納入等によりまして５６万４千円を追加計上してございます。

９３頁の諸収入では、平成２７年度石狩川流域下水道管理運営に関する事務経費の負担金調整額還付金によりまして１４７万３千円を追加計上。

町債では、資本費平準化債の算定方法の見直しがあり、1, 830万円の減額を行ったところでございます。

以上におけます歳入歳出の差779万3千円については、歳入予算93頁に記載がありますが、一般会計からの繰入金と同額追加計上し、収支の均衡を図ってございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

6番森岡議員。

●6番

93頁の町債の中で、今、資本費平準化債の算定の見直しという説明がございましたけれども、この起債は経営安定には非常に貢献して頂いているというか、必要な財源だと思うんですけど、今回、見直しされたということですがけれども、詳しく聞いても分からないかもしれませんけれども、どういう見直しがあったのかということと、次年度からもその見直しのもとで、算定されていくのかということについて説明をお願いしたいと思います。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今の森岡議員のご質問でございます。

下水道事業の事業債でございます。

総務省からの通達によりまして、平成28年度より、下水道事業債の算定方法、資本費平準化債の減価償却の期間が一定期間より資産ごとの試算に、資産ごとの見直しにされたことによりまして、今回、資本費平準化債が減額になりました。

新年度につきましても、同じ算定方法でございますので、新年度も、前年度、減額という格好になりますので、よろしくお願い致します。

●議長

その他ございますか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時22分)

●議長

日程第10、議案第5号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第7号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の98頁をご覧ください。

議案第5号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第7号)」

第1条、平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(2) 患者の数であります。入院の一般病床であります。859人を減じ4,981名。

療養型病床群病床であります。1,076人を減じ、9,874人です。

外来につきましては、1,149人を追加し、28,122人です。

指定居宅サービスであります。40人を減じて、661人です。

(3) 建設改良事業であります。自動眼圧計外ということで、1,004万3千円

を減じて１億４，２９２万２千円であります。

２のサービス付高齢者向け住宅事業であります。今回新たに追加をさせて頂いております。

居室につきましては、Ａタイプ４室、Ｂタイプ３室、夫婦入居が可能なＣタイプ９室ということで、居室が１６室。

（２）入居数であります。単身入居が１３件、ご夫婦での入居が２件ということで、１５件、１７名の入居であります。

次頁をご覧ください。

第３条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第１款病院事業収益６３２万１千円を減じ１億３０７万３千円。

支出、第１款病院事業費用８２０万６千円を追加し１億８，０８５万７千円。

次頁をご覧ください。

第４条、予算第４条中「不足する額４，６４４万１千円」を「不足する額４，６０２万２千円」に、「過年度分損益勘定留保資金４，６４４万１千円」を「過年度分損益勘定留保資金４，６０２万２千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第１款資本的収入９６２万４千円を減じ２億１，１３５万円。

支出、第１款資本的支出１，００４万３千円を減じ２億５，７３７万６千円。

第５条、予算第７条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（１）職員給与費を２０万４千円を減じ５億５，７１６万円とするものであります。

第６条、予算第８条中「１億８，４４３万８千円」を「１億８，１４６万６千円」に改める。

平成２９年３月３日提出、奈井江町長。

補正の内容につきまして、収益的支出から説明致しますので、１０４頁をご覧ください。

病院事業費用、医業費用の給与費では、手当、賃金等の見込み精査により２７万８千円を減額。

材料費では、薬品費、診療材料費、給食材料費の見込み精査により３５９万５千円を追加計上。

１０５頁をご覧頂きたいと思いますが、経費では、サービス付高齢者向け住宅費の振替によりまして６９０万８千円を減額計上。

地域医療連携費では、開放型共同利用報酬の見込み精査により７万４千円を追加計上。

減価償却費では、サービス付高齢者向け住宅費への振替により７４８万２千円を減額。

研究研修費では、医学図書費等の見込み精査によりまして１５万円を減額しております。

資産減耗費では、備品除却により４０万２千円を追加。

医業外費用の支払利息及び企業債取扱費では、利息の確定により１４万円を減額。

老人保健施設費では、薬品材料費の見込み精査により１０３万５千円を追加。

サービス付高齢者向け住宅費では、経費の見込み精査、減価償却費等々によりまして１，７１２万５千円を追加計上しております。

消費税及び地方消費税では、課税売上の増により23万円を追加。

雑損失では、労災申請取下げによります過年度未収金の欠損処理により9千円を追加計上したほか、予備費では、9万8千円の減額計上を行っております。

その他特別損失であります、過年度分個人未収金の不納欠損処理により79万2千円を追加計上しております。

続きまして、収益的収入について説明を致しますので、103頁をご覧ください。

病院事業収益の医業収益では、患者数の減、診療報酬改定による減、あわせて8,489万3千円を減額計上。

104頁の、医業外収益の国・道補助金では、国民健康保険保健事業等助成金の精査により395万6千円を追加計上しております。

負担金及び交付金では、一般会計負担金、保健センター負担金で7,430万4千円を追加。

患者外給食収益では、見込み精査により25万3千円を減額しております。

その他医業外収益では、おむつ代等々の精査により56万5千円を追加しているところでございます。

続いて、資本的支出について説明を致します。

107頁をご覧ください。

資本的支出、建設改良費の資産購入費では、医療機器等購入費用の精査により452万2千円を減額。

改修工事費では、病院改修に係る工事費用の精査により551万3千円を減額。

委託料では、病院改修に係る工事監理委託の精査により、8千円の減額であります。

続きまして、資本的収入について説明致します。

資本的収入の企業債では、医療機器等購入費用に係る財源の精査により、特別地方債及び過疎債あわせて30万円を減額。

負担金では、サービス付高齢者向け住宅に係る工事費、備品購入費の精査を行い、一般会計負担金932万4千円を減額しております。

以上の結果、単年度実質収支では7,660万8千円の赤字となったところでございますが、繰越実質収支では1億5,172万7千円の黒字を見込んでいるところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

2番竹森議員。

●2番

106頁のその他特別損失の中で、説明があったんですけど、過年度分の未収金処理ということなんですけれども、その内容について説明お願いします。

●議長

町立国保病院事務長。

●町立国保病院事務長

只今の竹森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

その他特別損失で計上しております不納欠損の内容についてですが、個人未収金の不納欠損となっております。

現在病院の不納欠損額につきましては、過年度、個人未収金の総額と致しましては212万9,012円という状況にあります。

このうち、請求をかねてから行っておりましたが、分納であったり、入金に応じて頂けない部分、それから行き先が不明となっている部分などを今まで追跡調査掛けさせて頂いておりましたが、そちらの回収の目途が立たないというところがございまして、この度、不納欠損処理を頂くという形で進めさせて頂いております。

対象件数と致しましては、10件で総額100万3,778円となっております、これに、貸倒引当金を充当致しまして、その差額分をこの度、予算に計上させて頂いたところです。

以上、よろしくお願い致します。

●議長

その他ございますか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 6 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 0 時 3 4 分)

●議長

日程第 1 1、議案第 6 号「平成 2 8 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 1 0 9 頁をご覧ください。

議案第 6 号「平成 2 8 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）」

第 1 条、平成 2 8 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 2 8 年度奈井江町老人保健施設事業会計予算（以下、「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）利用者数であります。介護保健施設サービスでは 4 8 9 人を減じ 1 7, 3 9 6 人とするものです。

通所リハビリテーションは 2 1 1 人を減じ 1, 7 9 9 人。

短期入所療養介護では 1 2 5 人を減じ 4 3 9 名であります。

第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 1 款介護老健事業収益 4 9 3 万 8 千円を追加し 2 億 3, 2 9 5 万円。

支出、第 1 款介護老健事業費用 6 8 万 2 千円を追加し 2 億 4, 0 4 6 万 4 千円。

次頁をご覧ください。

第 4 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の補正はありませんが、支出、第 1 款資本的支出で 2 3 万円を減じて 2, 8 8 0 万 8 千円とするものでございます。

平成 2 9 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

補正の内容につきまして、収益的支出から説明を致します。

1 1 4 頁をご覧ください。

介護老健事業費用、営業費用、材料費では、薬品費、給食材料費の見込み精査によりまして 4 4 万 4 千円を追加計上。

経費では、修繕費、賃借料、委託料等々の見込み精査により、あわせて 2 6 万 8 千円を追加計上。

予備費では 3 万円の減額計上を行っております。

続いて、収益的収入について説明致します。

113頁をご覧ください。

介護老健事業収益、営業収益であります。利用者の減によりまして、総額で1,106万2千円を減額しております。

営業外収益では、一般会計負担金の見込み精査を行い1,600万円を追加計上。

続きまして、資本的支出について説明致します。

115頁をご覧ください。

資本的支出、建設改良費では、設備改修工事、消毒保管庫購入の精査によりまして、合わせて23万円の減額計上したところでございます。

以上の結果、単年度の実質収支では347万7千円の赤字となります。繰越実質収支では713万7千円の黒字を見込んでいるところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第12、議案第7号「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書116頁をおご覧下さい。

議案第7号「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第4号）」

第1条、平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算（以下、「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（2）利用者数であります。介護老人福祉施設825名を減じ16,877人です。通所介護が、364名を減じ3,767人です。

短期入所生活介護であります。133人を減じ2,239名であります。

（3）建設改良事業であります。介護機械器具整備事業他で17万円を減じ、162万8千円であります。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款介護老福事業収益1,709万9千円を減じ3億5,804万6千円。

支出、第1款介護老福事業費用217万7千円を減じ3億7,878万4千円。

次頁をご覧下さい。

第4条、予算第4条中「不足する額59万9千円」を「不足する額162万9千円」に、「過年度分損益勘定留保資金49万9千円」を「過年度分損益勘定留保資金162万9千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入129万円を減じ411万9千円。

支出、第1款資本的支出26万円を減じ574万8千円。

平成29年3月3日提出、奈井江町長。

補正の内容につきまして、収益的支出から説明を致します。

122頁をご覧下さい。

介護老福事業費用、事業費用の経費であります。光熱水費、修繕費、委託料等々の見込み精査によりまして、あわせて177万3千円を減額計上。

減価償却費では、建物の定額償却の精査により24万円を減額。

資産減耗費では、芝刈機などの固定資産除却費で3万3千円を追加。

事業外費用の支払利息及び企業債取扱費では、企業債の利息等々の確定によりまして13万1千円を減額してございます。

サービス利用者外給食材料費では、委託料の精査によりまして6万2千円を追加計上。

高齢者生活福祉センター費では、光熱水費の見込み精査により12万8千円を減額計

上しております。

続いて、収益的収入について説明致します。

121頁をご覧ください。

介護老福事業収益の事業収益であります。利用者の減により、あわせて1,787万6千円を減額。

事業外収益の一般会計負担金では、見込み精査を行いまして45万6千円を減額しております。

利用料では、高齢者生活福祉センターの利用料で37万円を追加計上。

長期前受金戻入では、9万3千円を減額計上してございます。

その他事業外収益であります。宿泊室使用料等々で95万6千円を追加計上したところでございます。

続いて、資本的支出について説明致します。

123頁をご覧ください。

資本的支出、建設改良費の資産購入費であります。業務用乾燥機等の更新費用の精査を行い、17万円を減額。

企業債償還金で、9万円を減額計上しております。

続いて、資本的収入について説明致します。

資本的収入の企業債であります。介護機械器具整備に係る財源の精査によりまして、介護サービス施設整備事業債で120万円を減額計上しております。

一般会計の負担金では、9万円の減額計上してございます。

以上の結果、単年度の実質収支で2,036万3千円の赤字となります。繰越実質収支では1,591万1千円の黒字を見込んでいます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

おはかりします。

3月4日から5日までの2日間は、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月4日から5日までの2日間は、休会と決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。

なお、6日は10時00分より会議を再開します。

大変ご苦労さまでした。

(10時45分)

平成29年第1回奈井江町議会定例会

平成29年3月6日（月曜日）

午前9時57分開会

○議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 議案第25号 奈井江町老人保健施設事業の設置に関する条例等を廃止する条例

第 3 議案第26号 奈井江町老人総合福祉施設事業の設置に関する条例を廃止する条例

第 4 議案第29号 奈井江町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例

第 5 議案第24号 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例

第 6 議案第30号 財産の無償譲渡について

第 7 議案第22号 平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）

第 8 議案第23号 平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第5号）

第 9 議案第28号 奈井江町地域包括ケア推進委員会設置条例

第10 議案第27号 介護保険施設の運営移管に伴う関係条例の整備に関する条例

第11 議案第14号 奈井江町税条例等の一部を改正する条例

議案第15号 奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 平成29年度奈井江町一般会計予算について

議案第 9号 平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について

議案第10号 平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第11号 平成29年度奈井江町下水道事業会計予算について

議案第12号 平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について

第12 請願第 1号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める」意見書の採択を求める請願書

第13 請願第 2号 「介護保険制度の見直しを求める」意見書の採択を求める請願書

○ 出席議員（９名）

1 番	大 関 光 敏	2 番	竹 森 毅
3 番	遠 藤 共 子	4 番	石 川 正 人
5 番	三 浦 き み 子	6 番	森 岡 新 二
7 番	笹 木 利 律 子	8 番	大 矢 雅 史
9 番	森 山 務		

○ 欠席議員 なし

○ 地方自治法第 121 条により出席した者の氏名（17 名）

町 長	北 良 治
副 町 長	相 澤 公
教 育 長	萬 博 文
会 計 管 理 者	篠 田 茂 美
ふるさと振興参事	碓 井 直 樹
健康ふれあい参事	小 澤 敏 博
まちづくり課長	馬 場 和 浩
くらしと財務課長	小 澤 克 則
おもいやり課長	松 本 正 志
ふるさと商工課長	横 山 誠
ふるさと創生課長	石 塚 俊 也
まちなみ課長	大 津 一 由
ふるさと農政課長	辻 脇 泰 弘
やすらぎの家施設長	表 久 義
教 育 次 長	山 崎 静
町立病院事務長	杉 野 和 博
代 表 監 査 委 員	中 野 浩 二

○欠席した者の氏名 なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（2 名）

議 会 事 務 局 長	岩 口 茂
議 会 庶 務 係 長	東 藤 美 妃 代

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員 9 名で定足数に達していますので、これから本日の会議を再開します。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、1 番大関議員、8 番大矢議員を指名します。

日程第 2 議案第 25 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(9 時 5 7 分)

●議長

日程第 2、議案第 25 号「奈井江町老人保健施設事業の設置に関する条例を廃止する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

皆さん、おはようございます。

定例会 2 日目、ご出席大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書の 158 頁をお開き下さい。

議案第 25 号「奈井江町老人保健施設事業の設置に関する条例を廃止する条例」

奈井江町老人保健施設事業の設置に関する条例は廃止する。

提案理由であります、本案につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から、奈井江町老人保健施設を社会福祉法人に運営移管することに伴い、本条例を廃止致したく提案するものでございます。

平成 29 年 3 月 6 日提出、奈井江町長。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

本案は、地方自治法第244条の2第2項の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の3分の2以上の同意を必要と致します。

また、この場合は、議長も表決権を有します。

表決権を有する只今の出席議員数は9名であります。

これより議案第25号を起立により採決致します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

(起立)

●議長

ご着席下さい。

起立9名であります。

議案第25号は、3分の2以上の賛成者がありましたので、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第26号の上程・説明・質疑・討論・採決

(9時59分)

●議長

日程第3、議案第26号「奈井江町老人総合福祉施設事業の設置に関する条例を廃止する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の１５９頁をお開き下さい。

議案第２６号「奈井江町老人総合福祉施設事業の設置に関する条例を廃止する条例」

奈井江町老人総合福祉施設事業の設置に関する条例は廃止する。

附則と致しまして、この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

平成２９年３月６日提出、奈井江町長。

本案につきましては、奈井江町老人総合福祉施設を社会福祉法人に運営移管することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

本案は、地方自治法第２４４条の２第２項の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の３分の２以上の同意を必要と致します。

また、この場合は、議長も表決権を有します。

表決権を有する只今の出席議員数は９名であります。

これより議案第２６号を起立により採決致します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

(起立)

●議長

ご着席下さい。

起立９名であります。

議案第２６号は、３分の２以上の賛成者がありましたので、原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第２９号の上程・説明・質疑・討論・採決

(１０時０１分)

●議長

日程第４、議案第２９号「奈井江町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の１６６頁をご覧ください。

議案第２９号「奈井江町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例」

１６９頁をご覧頂きたいと思いますが、平成２９年３月６日提出、奈井江町長。

本案でございますが、今ほど可決を頂きました奈井江町老人総合福祉施設事業の設置に関する条例の廃止に伴いまして、同条例の中に規定をしてございました奈井江町高齢者生活福祉センターの設置及び管理について、改めて規定をするため、本条例を制定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第２９号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第24号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時03分)

●議長

日程第5、議案第24号「議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の157頁をお開き下さい。

議案第24号「議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例」

平成29年3月6日提出、奈井江町長。

本案につきましては、奈井江町老人保健施設及び奈井江町老人総合福祉施設を社会福祉法人に運営移管することに伴う廃止、並びに本条例の中に、奈井江町高齢者生活福祉センターを規定する公の施設と定めるため、本条例を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 30 号の上程・報告・討論・採決

(10時05分)

●議長

日程第 6、議案第 30 号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 170 頁をご覧ください。

議案第 30 号「財産の無償譲渡について」

次のとおり財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 6 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、奈井江町老人総合福祉施設を社会福祉法人に運営移管することに伴い、土地 2 筆について無償で譲渡致したく提案するものでございますが、記のところをご覧くださいと存じます。

1 の無償譲渡する財産であります、土地 2 筆、奈井江町字奈井江町 161 番地 1、宅地 2, 364. 32 m²、と奈井江町字奈井江町 245 番地 2、宅地 6, 517. 68 m²の 2 つでございます。

無償譲渡する相手につきましては、空知郡奈井江町字奈井江町 161 番地 1 に設立予定の社会福祉法人日本介護事業団(仮称)、この団体でございます。

無償譲渡する時期につきましては、平成 29 年 4 月 1 日ということでございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第30号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時07分)

●議長

日程第7、議案第22号「平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書155頁をご覧ください。
議案第22号「平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）」
第1条、平成28年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
第2条、重要な資産の処分は次のとおりとする。
1、処分する資産であります。種類が建物、名称が健寿苑施設、数量が、延べ床面積1,721.42㎡であり、処分の態様と致しましては、無償の譲渡でございます。
相手方につきましては、先ほど議案の30号でもご説明を致しました、新たに設立を

する日本介護事業団（仮称）であります。

平成２９年３月６日提出、奈井江町長。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第２２号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第８ 議案第２３号の上程・説明・質疑・討論・採決

（１０時０９分）

●議長

日程第８、議案第２３号「平成２８年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第５号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書の156頁をご覧下さい。

議案第23号「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第5号）」

第1条、平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、重要な資産の処分は次のとおりとする。

1、処分する資産であります。種類、名称、数量、処分の態様について順に説明をさせていただきます。

まず建物については、やすらぎの家の施設、延べ床面積5,303.90㎡、処分は無償譲渡であります。

次に、構築物であります。ボイラー設備一式、これも同様に無償譲渡であります。

器械及び備品、ナースコールシステム一式を無償譲渡とするというものでございます。

平成29年3月6日提出、奈井江町長。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第 9、議案第 28 号「奈井江町地域包括ケア推進委員会設置条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 164 頁をご覧ください。

議案第 28 号「奈井江町地域包括ケア推進委員会設置条例」

平成 29 年 3 月 6 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、これからの高齢社会に対し、施設、在宅介護サービス及び生活支援等一体的に高齢者を支えていくトータルサポートシステムの推進に向けて、新たに地域包括ケア推進委員会を設置するため、本条例を制定致したく、提案するものでございます。

詳細につきまして、担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

健康ふれあい参事。

●健康ふれあい参事

改めまして、おはようございます。

定例会ご出席大変お疲れさまでございます。

それでは私の方から、議案第 28 号の「奈井江町地域包括ケア推進委員会設置条例」の概要についてご説明申し上げたいと思います。

追加議案書の 164 頁をご覧くださいと思います。

本案につきましては、先ほど副町長からのご提案をさせて頂きましたが、これからの高齢社会に対し、施設及び在宅介護サービス、生活支援等、一体的に高齢者を支えていくトータルサポートシステムの推進と利用者や町民の声、意向がより反映される体制づくりのため、新たに関係機関及び団体等により構成致します地域包括ケア推進委員会を設置するため、本条例を制定しようとするものでございます。

第 1 条の趣旨では、先ほどの提案理由により、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

第 2 条の委員会の構成では、保健、医療、福祉及び介護の関係機関、住民団体等による 14 名以内の委員で組織するものであります。

第3条では、委員会の運営について。

第4条の委員会の協議事項につきましては、地域包括ケアシステムの推進に関すること、介護サービスの運営に関すること、医療と介護との連携に関することなど、地域包括ケア全体の取り組みについて協議することを規定してございます。

165頁にわたります、第5条、関係機関との連携では、現在、医療、保健、福祉、介護関係の実務者レベルで進めております地域ケア会議や生活支援体制の推進を目的として進めてございます住民支え愛推進会議との連携、意見を踏まえながら、協議を進めていくものでございます。

第6条では守秘義務について。

第7条では報酬等の支給について。

第8条では、委員会の事務局を健康ふれあい課に置くことについて。

第9条では、本条例で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるための委任事項について規定してございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成29年4月1日からとしております。

以上、奈井江町地域包括ケア推進委員会設置条例の概要について申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第 10、議案第 27 号「介護保険施設の運営移管に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 160 頁をご覧ください。

議案第 27 号「介護保険施設の運営移管に伴う関係条例の整備に関する条例」

平成 29 年 3 月 6 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、老人保健施設健寿苑及び老人総合福祉施設やすらぎの家の移管に伴いまして、改正をするものでございます。

第 1 条、奈井江町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例では、老人保健施設及び老人総合福祉施設の診療所、また別表中の医療、保健、福祉施設運営委員会を削除するとともに、地域包括ケア推進委員会委員を追加するものでございます。

第 2 条から、162 頁に渡ります第 6 条までについては、各条例中の健寿苑、やすらぎの家に関わる条文についての削除等々を行ったほか、163 頁、第 7 条においては、4 本の条例について廃止を行うものでございます。

なお、本案につきましては、4 月 1 日から、施行しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 27 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 8 議案一括上程

(10 時 18 分)

●議長

日程第 11

議案第 14 号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」

議案第 15 号「奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 20 号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 8 号「平成 29 年度奈井江町一般会計予算について」

議案第 9 号「平成 29 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第 10 号「平成 29 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 11 号「平成 29 年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第 12 号「平成 29 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

以上、8 議案を一括議題とします。

平成 29 年度町政執行方針（町長）、及び平成 28 年度教育行政執行方針（教育長）

●議長

(10 時 19 分)

この際、町長に平成 29 年度町政執行方針の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

(町政執行方針) 朗読

(1 0 時 5 4 分)

●議長

次に教育長に、平成 2 9 年度教育行政執行方針の説明を求めます。
教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

(教育行政執行方針) 朗読

●議長

以上で、執行方針の説明を終わります。
ここで、1 1 時 2 0 分まで休憩と致します。

(休憩)

(1 1 時 1 0 分)

(8 議案の大綱説明)

(1 1 時 1 9 分)

●議長

休憩を解き、会議を再開します。
一括議題の説明を求めます。
要旨のみの説明を受けたいと思いますので、皆様のご理解を願いたいと思います。
一括議題の大綱説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、私の方から 3 本の条例、それから 5 会計合わせて 8 つの提案を一括をして説明をさせて頂きたいと存じます。

議案書 NO 2 の 1 3 0 頁。

議案第 1 4 号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」

平成 2 9 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、地方消費税率引き上げの実施時期延長に伴う地方税法の一部改正、また、入湯税の税率につきましては、本年 4 月 1 日から入館料が 1 0 0 0 円以下の鉱泉浴場に入湯する者に対する非課税措置を廃止するとともに、現在の税率、1 人 1 日 4 0 円を、日帰り 1 0 0 円、宿泊 1 日につき 1 5 0 円に改正するものでございます。

続きまして、議案書 1 3 9 頁。

議案第 15 号「奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」

本案につきましては、サービス付高齢者向け住宅について、地域優良賃貸住宅として位置付ける必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、144 頁。

議案第 20 号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

本案につきましては、平成 29 年 4 月 1 日より、児童福祉法の一部改正に伴います文言の改正とともに、入所児童の保護者負担金の軽減を図ることを目的に、町独自の子育て支援施策として、第 2 子に関わる保育料の減額を現行の 10% から 20% に拡充しようとするものでございます。

続きまして、予算の関係について、新年度予算の関係について説明を致します。

議案書の 124 頁をお開き下さい。

議案第 8 号「平成 29 年度奈井江町一般会計予算について」

平成 29 年度奈井江町一般会計予算を、次のとおり提出する。

平成 29 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

別冊で配布してございます一般会計予算書、「平成 29 年度奈井江町一般会計予算」の 1 頁をお開き下さい。

平成 29 年度奈井江町一般会計の予算。

平成 29 年度奈井江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50 億 9 千万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 3 億円と定める。

第 4 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 29 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算。

歳入、1 款町税 7 億 2, 350 万 8 千円、2 款地方譲与税 4, 610 万円、3 款利子割交付金 100 万円、4 款配当割交付金 120 万円、5 款株式等譲渡所得割交付金 50 万円、6 款地方消費税交付金 9, 690 万円、7 款ゴルフ場利用税交付金 550 万円、8 款自動車取得税交付金 620 万円、9 款地方特例交付金 130 万円、10 款地方交付税 22 億 5, 400 万円、11 款交通安全対策特別交付金 25 万円、12 款分担金及び

負担金 2, 452 万 8 千円、13 款使用料及び手数料 1 億 1, 554 万円、14 款国庫支出金 2 億 1, 699 万 6 千円、15 款道支出金 3 億 8, 033 万 5 千円、16 款財産収入 1, 713 万 2 千円、17 款寄附金 3 千万円、18 款繰入金 3 億 1, 361 万 2 千円、19 款繰越金 1 千円、20 款諸収入 4 億 1, 389 万 8 千円、21 款町債 4 億 4, 150 万円、歳入合計 50 億 9 千万円。

歳出について説明を致します。

5 頁をご覧ください。

歳出、第 1 款議会費 3, 777 万 7 千円、2 款総務費 2 億 5, 254 万円、3 款民生費 9 億 70 万 1 千円、4 款衛生費 6 億 8, 657 万 6 千円、5 款労働費 54 万 7 千円、6 款農林水産業費 2 億 5, 673 万 7 千円、7 款商工費 2 億 7, 050 万 9 千円、8 款土木費 5 億 9, 719 万 1 千円、9 款消防費 1 億 2, 551 万 3 千円、10 款教育費 2 億 1, 574 万円、11 款公債費 7 億 8, 370 万 6 千円、12 款職員費 9 億 5, 565 万 3 千円、13 款予備費 681 万円、歳出合計 50 億 9 千万円。

7 頁、第 2 表、地方債であります。

地方債につきましては、当初予算においては 9 本を計上させて頂いております。

はじめに、目的、限度額について、説明を致します。

地域交流センター大規模改修工事は 910 万円。

温泉施設等大規模改修工事が 1 億 4, 740 万円。

農業農村整備事業（土地改良事業）が 20 万円。

農業農村整備事業（水利施設整備事業）が 1, 340 万円。

町道南 4 丁目通り道路改修工事 1, 200 万円。

給食センター蒸気ボイラー更新事業が 670 万円。

過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）1 億 1, 200 万円。

消火栓更新事業が 360 万円。

臨時財政対策債が 1 億 3, 710 万円であります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、9 本共に同じでございますので、一括をして説明をさせていただきます。

起債の方法は、普通貸借又は証券発行です。

利率については、4. 0%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。

償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

予算の総額につきましては、冒頭申し上げましたとおり、前年度より 3 億 1 千万円増の 50 億 9 千万円となり、前年度比 6. 5%の増となったところでございます。

現在、町では、急速に進む人口減少と少子高齢化に歯止めをかけるため、子育て対策を含めた総合的な定住対策を進めているところでございますが、これらに加え、地方創生総合戦略の重要戦略として、昨年 12 月に町立病院内に開設を致しましたサービス付高齢者向け住宅の取り組みも相まって、人口の社会的増減において、その効果が徐々に

表れてきているところでございます。

平成29年度の予算編成につきましては、第6期まちづくり計画、更には、地方創生総合戦略の着実かつ計画な推進を図るとともに、昨年秋から休業となつてございます温泉施設の再開や、地域包括ケアシステムの構築に向けた介護保険施設の移管等々、喫緊の課題についても、不断の改革の姿勢を持って予算編成に努めたところでございます。

続きまして、平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計であります。

議案書NO2、125頁をご覧ください。

議案第9号「平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成29年3月3日提出、奈井江町長。

それでは、別冊でお配りをしてございます特別会計予算書の1頁をご覧ください。

「平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計予算」

平成29年度奈井江町の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,307万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1億円と定める。

平成29年3月3日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款国民健康保険税1億1,226万6千円、2款使用料及び手数料3万7千円、3款道支出金1,383万4千円、4款財産収入4万円、5款繰入金1億1,027万8千円、6款繰越金1千円、7款諸収入3,661万5千円、歳入合計2億7,307万円。

歳出、1款総務費2億6,470万6千円、2款基金積立金4万円、3款公債費5千円、4款諸支出金825万5千円、5款予備費6万4千円、歳出合計2億7,307万円であります。

新年度予算の総額は今ほど申し上げたとおり、2億7,307万円となり、前年度比347万8千円、1.3%の増となつたところでございます。

なお、歳入歳出差5,821万7千円につきましては、国保基金からの繰入を行い、収支の均衡を図つたところでございます。

続きまして、後期高齢者医療であります。

議案書NO2、126頁をご覧ください。

議案第10号「平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算を、次のとおり提出する。

平成29年3月3日提出、奈井江町長。

それでは、別冊の特別会計予算書の16頁をご覧ください。

「平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算」

平成29年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,465万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月3日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款後期高齢者医療保険料6,156万7千円、2款使用料及び手数料7千円、3款繰入金3,305万2千円、4款繰越金1千円、5款諸収入2万3千円、歳入合計9,465万円。

歳出、1款総務費35万3千円、2款後期高齢者医療広域連合納付金9,424万6千円、3款諸支出金2万1千円、4款予備費3万円、歳出合計9,465万円。

新年度予算の総額は9,465万円となりましたが、前年度比421万8千円、4.7%の増となったところでございます。

次が、下水道事業会計でございます。

議案書NO2の127頁をご覧ください。

議案第11号「平成29年度奈井江町下水道事業会計予算について」

平成29年度奈井江町下水道事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成29年3月3日提出、奈井江町長。

それでは別冊の特別会計予算書25頁をご覧ください。

「平成29年度奈井江町下水道事業会計予算」

平成29年度奈井江町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,070万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月3日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料1億2,502万7千円、2款分担金及び負担金67万9千円、3款繰入金2億8,643万8千円、4款繰越金2千円、5款諸収入275万4千円、6款町債4,580万円、歳入合計4億6,070万円。

歳出、1款下水道費8,488万6千円、2款公債費3億7,543万4千円、3款予備費38万円、歳出合計4億6,070万円。

次頁の第2表、地方債をご覧ください。

平成29年度に当初予算におけます地方債については6本でございます。

初めに起債の目的、限度額について説明を致します。

公共下水道事業債（一般分）100万円。

石狩川流域下水道事業債（一般分）700万円。

資本費平準化債3,260万円。

個別排水処理施設事業債270万円。

公共下水道事業債（過疎債）100万円。

個別排水処理施設事業債（過疎債）150万円。

その他の部分につきましては、それぞれ同じものとなってございますので、一括をして説明を致します。

まずはじめに起債の方法については、普通貸借または証券発行。

利率については、利率は4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。

償還の方法であります。政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

改めまして、平成29年度下水道事業会計の新年度予算の総額は4億6,070万円ですが、前年度比1,410万円、3.0%の減となっております。

なお、歳入歳出の差2億8,643万8千円につきましては、一般会計からの繰入を行ない、収支の均衡を図ったところでございます。

最後になりますが、病院事業会計の新年度予算について説明を致しますので、議案書NO2の128頁をご覧ください。

議案第12号「平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算を、次のとおり提出する。

平成29年3月3日提出、奈井江町長。

別冊でお届をしております、国民健康保険病院事業会計予算書の1頁をご覧を頂きたいと存じます。

「平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算」

第1条、平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1. 奈井江町立国民健康保険病院事業

（1）病床数であります。一般病床18床、療養型病床群病床32床。

患者数であります。入院の一般病床については延べ5,840人、療養型病床群病床については延べ10,950人。

外来が延べ28,431人。

指定居宅サービスが延べ734人であります。

(3) 建設改良事業であります、(イ) X線骨密度測定装置外で総額1,306万7千円であります。

2. サービス付高齢者向け住宅事業であります、居室数が、Aタイプ4室、Bタイプ3室、夫婦入居可能なCタイプ9室、合計16室。

入居者の件数については、単身が入居14件、夫婦入居が2件の合計16件、18名であります。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益11億2,510万7千円。

支出、第1款病院事業費用11億9,734万8千円。

次頁をご覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,629万7千円は、過年度分損益勘定留保資金4,629万7千円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入8,490万6千円。

支出、第1款資本的支出1億3,120万3千円。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、医療機器整備事業（病院事業債）で、650万円。

同じく（過疎債）で650万円とし、起債の方法については、普通貸借又は証券発行。利率については、4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。償還の方法については、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

次に、第6条、一時借入金の限度額は3億円と定める。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費については、5億7,095万7千円。

(2) 交際費については、35万円。

第8条、たな卸し資産の購入限度額は1億7,625万8千円と定める。

平成29年3月3日提出、奈井江町長。

この病院事業会計におきまして、単年度実質収支につきましては7,663万4千円の赤字、繰越実質収支では7,504万3千円の黒字と見込んだところでございます。

病院経営にあたりましては、診療報酬のマイナス改定や医師不足など、医療を取り巻く環境が厳しい状況の中、より一層、安心・信頼して療養が頂けますよう、砂川市立病院との医療連携、地元医歯会との病診連携事業を始めとした取り組みによって地域医療の充実を図って参りたいと考えてございます。

また、経営改善に向けた取り組みを進めながら、昨年オープンしたサービス付高齢者向け住宅も含めた施設運営の健全化に努めて参りたいというふうに思っております。

以上、8つの議案について、一括して説明をさせて頂きました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

(8 議案の大綱質疑)

(11時47分)

●議長

一括議題に対する大綱質疑を行います。

8番大矢議員。

●8番

平成28年度は、少子高齢化対策として、子育て支援の充実、住宅への助成など大胆な定住対策、そして、奈井江商業高校存続のための手厚い補助などを盛り込んだ第6期まちづくり計画の2年目で、町内外の方々から高い評価を受け、成果も着実に表れていると感じています。

また、昨年取り組んだ病院内のサービス付高齢者向け住宅は、全国初の取り組みということもあり、多くの視察があり、新たな視点での取り組みを評価されたものと思います。

今ほど、第6期まちづくり計画の3年目になる29年度予算が示されましたので、私は、まちづくり計画にない事業は、特に緊急性があるもの、国が制度改正等で取り組まなければならないものの他は、予算化しないのが原則だと認識していますけれども、新たな大きな事業が計上されていますので、新規事業も含め、4点について質問致します。

1点目は、地域包括ケアシステムについてであります。

国が進める在宅と施設をつなぐ地域包括ケアシステムの重要な柱となる施設運営においては、町単独で対応することが難しいことから、民間の協力を求めることは理解するものであり、介護保険施設、健寿苑、やすらぎの家の民営化について、特別委員会で十分協議し、3日の議会で承認致しました。

一方、地域包括ケアシステムを構築するには、地域や社会福祉協議会の協力も必要だと思いますが、高齢化が進んでおり、地域でボランティア体制を構築することは極めて難しいと思います。

その意味からも、社会福祉協議会の協力と連携が重要だと思います。

執行方針でも述べられていますが、地域包括ケアシステムの構築について、町長の見解を伺います。

2点目は、ないえ温泉の再開についてであります。

昨年12月議会の温泉施設設置条例で、町長の思いは理解し、私も同意したところであります。

しかし、2月2日に施設を見学致しましたが、建設から26年が経過し、これまで大

きな改修もしてきませんでしたので、想像以上に老朽化が進んでおり、修繕費用が膨らむことが気がかりでした。

昨年の経営分析では、大規模改修しても入館者の大幅な増加は期待できないので、ポイントを絞った改修が必要と書かれていました。

また、私に寄せられる町民の意見では、早い再開を望まれる方がおられる一方で、財政負担に大きな不安を抱く方もおられます。

総額１億７，５４８万円という大きな金額が予算化されていますが、町財政に対する影響についてどのように捉えているのか伺います。

３点目は、財政状況についてであります。

新規事業に取り組むこともあり、平成２９年度の予算は総額で５０億９千万円となりました。

この１０年で最高額になります。

また、基金残高は、第６期計画当初の１３億５千万円から２９年度末７億７千万円と見込んでおり、わずか３年で５億８千万円、４３％減少することになります。

この状況をどのように捉えているのか、前期計画最終年度である３１年度末の基金残高、公債費残高はいくらになるのか、まちづくり計画の財政推計と比較し、どのようなになっているのか伺います。

４点目は、病院事業会計についてであります。

昨年、病院内にサービス付高齢者向け住宅が開設され、高評価を得ていることは喜ばしいことです。

一方、３階病棟閉鎖で入院患者受け入れ、病診連携に支障が出るのではないかという心配がされましたが、空きベッドもあり、患者数の減少等、病院経営は依然として厳しい状況です。

新聞でも多くの自治体病院が赤字経営であると報じています。

予算書では、患者数を２８年度実績よりも多くみていますが、それでも繰越実質収支は７，６６３万円の減、７，５０９万円と見込んでいます。

一般会計からの繰入金は４億８９１万円となっていますが、町独自の負担分はいくらなのか、また、町長は、病院の民営化は考えていない。残していくと言われていますが、経営改善、存続に向けて、２９年度どのように取り組むのか伺います。

以上、４点について答弁を求めます。

●議長

町長。

●町長

事前に文書を頂きましたので、担当と協議させて頂きました結果、今ほどの質問に答えていきたいと思いますが、まず、地域包括ケアシステムでございしますが、介護保険施設の運営移管によりまして、民間事業者の経験やノウハウが十分発揮されまして、両施設は、これまで以上に大きな役割を果たすものと確信を致しているところでございます。

また、高齢者の生活支援体制を充実するため、生活支援コーディネーター業務を社会福祉協議会に委託しておりますが、今後、体制を強化した中で、事業推進を図りたいとの意向をお聞きしております、より地域との密接な連携のもと、生活支援サービスの推進が図れるものと考えているところでございます。

更には、町と致しまして、新たに、地域包括ケア推進委員会を設置致しまして、関係機関・団体等が一体となり、地域包括ケア体制の構築を進めて参りたいと考えているところでございます。

2点目のないえ温泉の再開についてでございますが、担当者ともよく協議させていただきました。

温泉施設の再開方針については、昨年の第4回定例会におきまして、議会のご理解を頂き、その後も、施設の状況等を詳細に確認しながら、営業に支障なく、快適な利用ができるよう、浴場、ボイラー設備、厨房を中心とする改修について、現在、実施設計を進めているところでございます。

29年度予算には、基本的な改修に加え、町による再開前の維持管理経費、備品の補充、車両購入など、指定管理者に引き継ぐための準備経費等について計上しておりますが、長期的な視点で維持管理を考えた場合、今回の費用は適切な範囲であると考えているところでございます。

また、これらの設備投資につきましては、可能な限り有利な財源である過疎債を充当するなど、これまでと同様、財政に与える影響についても十分配慮しながら進めて参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

また、現在、新たな指定管理者の選定に向けて審査を行っているところでございますが、当施設の理念を理解頂く中で、温泉再建に主眼を置きまして、収支の改善を含め、安定的な経営を目指すことを第一に求めて参りたいと考えているところでございます。

ご理解のほどをお願い申し上げます。

次に、3点目の財政状況についてでございますが、昨年の町政懇談会において、町民の皆様には財政推計を説明致しまして、31年度末の基金残高が2億1千万円を見込んでいることは、議員もご承知のとおりだと思いますが、29年度の予算編成とあわせて、先ほど説明致しましたが、ないえ温泉の関係費用を含めまして、財政推計を精査したところ、31年度の基金残高については、前回同様の2億円台を確保できる見込みとなっております。

また、一般会計におきましては、公債費残高につきましては、31年度末で48億1,800万円、28年度末の見込残高と比較致しまして、8億6千万円の減額を見込んでいるところでございますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

今後とも、財政の健全化を維持するためには、歳入・歳出の見直し、選択と集中に主眼をおいた施策の推進、公共施設の廃止・複合化など、行財政改革の取り組みを強化する必要があると考えているところでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

次に、4点目の病院事業会計についてでございますが、29年度の病院事業会計繰出金のうち、交付税・特定財源を除く、町の負担額は1億8,500万円となっております。

して、今回の財政推計では、今後も同額程度の負担が続く見込みで計算をしたところでございます。

病院経営については、昨年１２月に、北海道地域医療構想が策定されまして、各病院は、今後の、地域の中でどのような病床機能などを担っていくのか、その役割を明確化することが求められております。

当院については、町民にとって身近な病院として、これまでも慢性期医療を中心に進めてきましたが、これからも医療を核と致しまして、保健・福祉・介護との一体的提供、病診連携、砂川市立病院との病病連携など、町立病院としての役割を継続しながら、地域医療を担っていくことが、大変重要なことであると認識しているところでございます。

そのような中で、病棟のあり方など様々なケースを検証致しまして、経営改善に向けた抜本的な取り組みを早急に進めて参りたいと考えているところでございます。

このことが、財政推計における基金残高のプラス要因に繋がる一方で、介護保険施設の運営移管に係る３０年度以降の費用についても、現在協議中でありまして、これらを含めた財政推計をお示しすることができない状況にございますが、早急に検討しながら、示していきたいと、こういうふうを考えておりますので、町と致しまして、これから重要課題の早期解決に向け、鋭意、努力して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

また、ご案内のとおり、全国の市町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、更には、都市と地方の財政力格差などによりまして、極めて厳しい財政運営を余儀なくされておりまして、今後とも、財政の健全化が図られるよう、町村会等の関係団体を通じて、国・道に強く要請して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

８番大矢議員。

●８番

詳しく説明を頂きまして、ありがとうございます。

新たな課題に積極的に取り組んだということでありまして、今ほど言われましたように、６期まちづくり計画、当初考えていた財政状況を踏まえて、財政基準の維持を心掛けているので、計画と以上の数字は残しているということだというふうに理解をしますけど、細部につきましては、審査の中で伺いますので、よろしくお願い致します。

●議長

その他ございますか。

(なし)

●議長

ないようですので、大綱質疑を終わります。

予算審査特別委員会の設置について

(1 2 時 0 1 分)

●議長

おはかりします。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩致します。

(休憩) (特別委員会構成)

(1 2 時 0 2 分)

(互選結果報告)

(1 2 時 0 5 分)

●議長

会議を再開致します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長には、大矢議員、副委員長には、遠藤議員、以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり、委員長には大矢議員、副委員長に遠藤議員を選任することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員を選任することに決定しました。

おはかりします。

只今、予算審査特別委員会に付託しました一括議題につきましては、会議規則第45条第1項の規定により3月16日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、3月16日までに、審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

日程第12 請願第1号の上程・説明

(12時06分)

●議長

日程第12、請願第1号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める」意見書の採択を求める請願書」を議題とします。

請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(請願第1号) 朗読

●議長

紹介議員の補足説明があれば、発言を許します。

5番三浦議員。

●5番

医療や介護など、夜勤のある現場では、16時間を超える夜勤、勤務時間と次の勤務時間の間隔が短くて休息も十分にとれないという実態、また、介護施設などでの1人夜勤などにより、健康を害して離職する者が後を絶たず、慢性的な人手不足に陥っています。

これは労働者の健康だけでなく、患者や利用者の安全と尊厳を守る上でも、早急に解

決しなければならない課題です。

このことから、夜勤は患者１０人に１人以上、昼間は患者４人に１人以上とする看護職員配置基準の改善や、夜勤は月８日以内とするなどの国会決議を早期に実現し、労働環境を改善するよう、衆参議長や厚生労働大臣など、関係大臣に要請するものであります。

各議員のご理解とご賛同をお願い致します。

●議長

おはかりします。

請願第１号は、奈井江町議会会議規則第９０条第１項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第１号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第１３ 請願第２号の上程・説明

(１２時０９分)

●議長

日程第１３、請願第２号「「介護保険制度の見直しを求める」意見書の採択を求め請願書」を議題とします。

請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(請願第２号) 朗読

●議長

紹介議員の補足説明があれば発言を許します。

５番三浦議員。

●５番

政府内で検討されています介護保険制度の見直しは、その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料２割負担の対象者を拡大する、要介護１、２の通所介護を、市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削

減・負担増が盛り込まれています。

利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」、「利用料が2倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する悲痛な声が上がっています。

家族の介護負担を増大させるこうした内容の見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」の実現をも危うくするものです。

これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者と国民の願いです。

更に、介護を担う職員が、自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備も喫緊の課題です。

以上の趣旨から、行き届いた介護が保障される制度への見直しを、衆参議長や厚生労働大臣など、関係大臣に要請するものであります。

各議員のご理解とご賛同をお願い致します。

●議長

おはかりします。

請願第2号は、奈井江町議会会議規則第90条第1項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第2号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

おはかりします。

只今、まちづくり常任委員会に付託しました請願第1号、請願第2号につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、3月16日までに審査が終わるよう、期限を付けたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号、請願第2号については、3月16日までに、審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

３月７日から９日までの３日間は、議案調査のため、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

３月７日から９日までの３日間は、休会と決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。

なお、１０日は１０時００分より会議を再開します。

大変ご苦労さまでした。

（１２時１３分）

平成29年第1回奈井江町議会定例会

平成29年3月10日（金曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 総括質問

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員 なし

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町 長	北 良 治
副 町 長	相 澤 公
教 育 長	萬 博 文
会 計 管 理 者	篠 田 茂 美
ふるさと振興参事	碓 井 直 樹
健康ふれあい参事	小 澤 敏 博
まちづくり課長	馬 場 和 浩
くらしと財務課長	小 澤 克 則
おもいやり課長	松 本 正 志
ふるさと商工課長	横 山 誠
ふるさと創生課長	石 塚 俊 也
まちなみ課長	大 津 一 由
ふるさと農政課長	辻 脇 泰 弘
やすらぎの家施設長	表 久 義
教 育 次 長	山 崎 静
町立病院事務長	杉 野 和 博
代表監査委員	中 野 浩 二

○欠席した者の氏名 なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（２名）

議 会 事 務 局 長 岩 口 茂

議 会 庶 務 係 長 東 藤 美妃代

（１０時００分）

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

定例会ご出席ご苦労さまです。

只今、出席議員９名で定足数に達していますので、会議を再開します。

日程第１ 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定により、２番竹森議員、３番遠藤議員を指名致します。

日程第２ 総括質問

●議長

日程第２、平成２９年度町政執行方針、並びに平成２９年度教育行政執行方針に対す

る総括質問を行います。

なお、質問は再々質問を入れて、３０分以内でお願いします。

(1. 3番遠藤議員の質問・答弁)

(10時01分)

●議長

3番遠藤議員。

(3番 登壇)

●3番

おはようございます。

第1回定例会のご出席、大変ご苦労さまです。

本日の質問は大綱3点、うち町長に2点、教育長に1点質問させていただきます。

まず、最初に、今後の保育料軽減措置の考え方と、子育て支援の取り組みについて、町長に伺います。

子育て支援の施策には、おもいやり課、教育委員会、健康ふれあい課と課が重なっておりますが、本日はおもいやり課を中心に話をさせていただきます。

また、町長がこれまで子育て支援に対する熱い思いは、充分理解をしているところで

す。

これまで、人口減少、少子高齢化と叫ばれる中、町の最大の課題である定住対策を柱に、様々な施策が機能して町が成り立ってきました。

そのかいあって、町外から若い世代の方々の転入が進み、明るい先が見えて来たように思います。

特に、子育て支援には、妊婦健診の公費負担から乳幼児期には、定期予防接の無料化又、任意接種においても助成を行い、医療費は高校生まで無料。

認定こども園では、保育料の軽減が図られるなど、これら以外にも多様な面からの支援が行われてきました。

こうした取り組みが、保護者の方たちにとって、安心して子育てが出来る、そんな環境になっていると思います。

先の所管事務調査の際に頂いた資料の中に、認定こども園に入園させて良かったと、そういった評価が高く、一人ひとりの子供たちへの気配りをされていることに頭が下がる思いでした。

しかし、今後、子育て支援に求められる声は益々高くなってくると思われます。

さて、この度の町政執行方針では、財政状況が厳しい中でも、子育て支援に関わる予算がこれまでの施策に加えて、更に拡充され、思い切った支援が示されました。

今新たに、認定こども園の保育料が、4歳以下の第2子を対象に軽減措置を10%から20%に拡充すると示されておりました。

また、私としては、保護者の方からも子育て支援への幅広い観点から色々要望を伺っておりますが、あらゆる事を受け入れられるものでもありません。

町として、今後の保育料の軽減措置の考え方と、子育て支援の取り組みについて、町長に伺います。

●議長

(10時03分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

定例会、連日ご苦労さまでございます。

それでは、遠藤議員にお答え申し上げたいと思うところでございますが、1つ目は、今後の保育料軽減措置の考え方ということでございますが、今後の子育て支援の取り組みと、2つ目はそういうことでございますが、認定こども園「はぐくみ」における保育料につきましては、開設以来の年齢に応じた軽減措置に加えまして、平成27年度からは、第3子以降を無料化とする、多子世帯への負担軽減を行い、子育て支援の充実を図って参りました。

今後、国においては、子育て世帯の状況に応じた保育料の制度改正や、道においても3歳未満の児童を対象と致しました保育料の軽減対策が見込まれているところでございますが、町の現状では、子育て世帯の転入増など、定住促進にも繋がっておりまして、はぐくみに入所する第3子以降のお子さんも、年々増加するなど、その成果が着実に表れているところでございます。

財政状況は厳しさを増してきておりますが、今後も進む少子化への対応について、こうした成果を更に進めるためには、町の独自性を持った子育て支援の充実が必要でないかと思うところでございます。

平成29年度から保育料軽減措置の拡大をして参りたいと考えているところでございます。

軽減措置の内容と致しましては、4歳児以下の第2子を対象に致しまして、軽減率を10%から20%、今、遠藤議員からお話ございましたとおりでございまして、新年度の対象者は27人でございまして、軽減額については71万9千円を見込んでいるところでございます。

次に、子育て支援の取り組みについてでございますが、これまでも町民の皆さんと議論を交わし、妊娠前から出産・子育てに至るまで、切れ目のない施策を展開しているほか、こども園や学童保育などにおいても、利用者の意見を基に致しまして、開設時間の延長や休館日の変更など、充実を図って参りました。

今後においても、保護者ニーズを捉えながら、安心して子育てができる環境づくりに、努めて参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時06分)

3番遠藤議員。

●3番

保育料については、年々、年を重ねるごとに軽減措置を拡充してきましたけれども、先ほど町長の話の中では、国の動向を見ながら対応していくと、そういったお話でしたので、私もその分については理解をしていきたいと思います。

また、昨年から、近隣の幼稚園とかに通う保護者の方から保育料の料金、また、保育の内容など、ずいぶんと気にされておりました。

また、この度、保育料が4歳児以下第2子から10%から20%に軽減措置がなされるといったことで、これら近隣の幼稚園に通っている保護者の方たちが、また、この機に奈井江のこども園に通ってくれることを期待していきたいなというふうにも思っております。

子育て支援については、先日、所管事務調査の中で、ちょっと資料を頂きました。

その中で、子育てハンドブックという資料がありました。

新たに、奈井江のこの地に子供さんを連れて転入されてきた方や、また、初めて子供さんをもつお母さんたち、そういう方たちにとっては、非常に参考になる資料でした。

事細かに色々と書かれておりまして、乳幼児期からの健診相談、また予防注射の接種の時期、またこども園や子育て支援センターでの取り組み、また悩み事相談、また、病院の案内など、すごく細かく示されておりましたので、保護者のお手元に、これをしっかりと届けて読んで頂きたいなというふうに思いますので、どうぞ、机に、置かないで、手元に届けて頂ければなというふうに思いました。

また、今後の、若い人たちの考えと致しましても、様々な要望が沢山あがってくるのではないかなというふうに私は思っておりますし、私自身も聞いてはいるんですけども、先ほど町長の答弁の中にありましたアンケートの調査、そういったものを基に、今後の支援策に色々と役立てていって頂きたいなというふうに思いまして、この質問については、終わらせて頂きます。

次、小中高連携による教育活動の相互支援について、教育長にお伺い致します。

近年、本町の中学生の進路状況を見ると、岩見沢、札幌方面を希望する生徒さんが増加傾向にあります。

平成28年度の進路状況を見ましたら、約35%の生徒が岩見沢、札幌方面を希望しています。

これまで奈井江商業高校の生徒確保には、町として思い切った施策を打ち出し、明るい兆しが見えてきたと思っています。

学校訪問の際に、小中高連携の話をしておりましたが、こうして互いに乗り入れ授業を行うことで、奈井江商業高校のPRにも繋がっているのではないかなというふうに私は思っております。

また、そういうことを機に、奈井江商業の生徒確保に繋がっていければと、期待をす

るところであります。

こうした取り組みが、どんなところに利点があるのかなというふうに思いましたので、私なりに、調べてみました。

部活動においては、中学生高校生と6年間を通じて、選手の育成が出来ること、また、合同で行う行事には、高校生は中学生に対して模範になるという意識付けになる。また、それぞれの役割に対して責任感も出てくるなど、また交流授業を通じて、双方の教職員が生徒の実態を的確に把握出来、授業の改善が図られて、質の向上に繋がっていくんだということも示されており、また、中一ギャップの解消にも繋がっていくと言われています。

町として、この1年間どんな内容で連携を行ってきたのかと調べましたところ、高校側から中学校への連携授業、また芸術鑑賞、吹奏楽部では、コンサートの合同演奏、あるいは、小中高の教員の先生方とのパソコンでの研修会などを開催されたようです。

今後とも、様々な観点から回を重ねて、3校が連携していけることが、大変必要かと思しますので、その点に教育長にお伺い致します。

●議長

(10時12分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

定例会の出席、ご苦労さまでございます。

只今、遠藤議員よりご質問のございました小中高連携によります教育活動の相互支援について、お答えを申し上げたいと思います。

小中高教育の連携に関する連絡協議会につきましては、平成27年に組織をさせて頂きまして、小学校、中学校、高校の連携を、現在、深めているところでございます。

これまでの実績と致しましては、今、お話がございましたように、小学生が「まち探検」と称しまして、高校への訪問や、また、中学生のパソコン授業を高校で実施をさせて頂きまして、高校生から指導を受ける取り組みのほか、中学校と高校の吹奏楽部が合同演奏会の開催など行っているところでございます。

そして、中学生、高校生と一緒にコンチェルトホールでクラシックコンサートを鑑賞し、心を豊かに育む情操教育も実施しております。

本年度は新たに、奈井江商業高校の教頭によりまして、中学生の全学年に対しまして、「情報モラル教室」を実施をして頂きました。

インターネットを使用する上での注意する点などをご指導頂いたところでございます。

中学生からは、知らずにトラブルや犯罪などに巻き込まれる恐ろしさを知り、とても良かったという声を聞かせて頂いているところでもございます。

また、中学校の教職員が小学校に出向きまして、理科の乗り入れ授業を実施を致しま

した。

小中高の教職員がその授業を参観したところでございます。

29年度に向けましては、新たな取り組みとして、小学校において中学校、又は、高校の英語の教職員による英語授業が出来ないか、現在、連携協議会において検討をさせて頂いているところでございます。

このような取り組みを通じまして、小学校、中学校、高校相互が理解を深めるとともに、奈井江商業高校を広く知らしめることにも繋がるものというふうにも考えているところもございます。

今後も更に発展させまして、実践化できるよう教育委員会と致しましても、小中高校を支援し、連携教育の推進に努めて参りたいと考えてございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時14分)

3番遠藤議員。

●3番

これについては、改めて答弁は求めませんが、こうした取り組みが、私はとても良いことだというふうに思っているんですけど、教職員の先生たちの間で、ただの満足だけで終わってないのかなという、ちょっとそういったところ、ちょっと気がかりなところがあったんです。

それと、生徒に対して、連携授業を行う意義をきちんと伝えているのかな、生徒がちゃんと理解をしてもらっているのかな、そんなところもちょっと気がかりになりました。

連携授業を行なった結果、生徒からのそういった、なんでこれが必要なんだっていう、そういう疑問の声はなかったのか、また、今後の小中高の連携で、生徒自身がやりたい、率先してやりたいことを提案させて、連携を行っていく、そういうこともまた視野に入れていくことも大事でないかなというふうに思いましたので、連携を通して、子供たちへのアンケートの実施を行ってみるなど、こうしたことも反映させながら、今後に役立て欲しいなというふうに思い、この質問を終わらせて頂きます。

次に、学校給食費無料化について、町長にお伺い致します。

給食費無料化については、2017年度1月現在では、全国で無料化に取り組んでいるところは55市町あります。

このうち9割がこの6年間で無料となっております。

また給食費の一部を補助しているところが、全国で362市町あると聞いております。近隣では、昨年8月から浦臼町が中学校、小学校を無償化にしました。

三笠では小学校を対象として無料化、そして、道内では、和寒町が小中学校を平成27年から3年間、無償化を実施をするというものでした。

この支援は、保護者の方にとっては、負担軽減が図られ、大変喜ばれているというものです。

本来の給食のあり方を振り返ってみると、昭和7年から貧困児童の救済のために、初めて学校給食が実施されたと聞いております。

また、昭和15年には、対象を貧困児童の他に、栄養不足、身体虚弱児にも広げ、栄養面に配慮し、内容を充実させたとされています。

給食費の無料化には、様々な議論があるかと思いますが、頭の固い私にとっては、給食費に限っては、家庭で負担すべきと、頑なに思ってきたところですが、本町も先の執行方針の第3子以降が給食費無料化と示されました。

この施策も、町長の子育て支援に対する重大な施策であると十分理解しております。

例えば、給食費、全児童生徒が1食30円を軽減するとどうなるかということ、試算をしてもらいました。

試算の結果、そんなに大幅な差はなかったんです。

大差がなかったものですから、そんなことを思うと第3子以降とせず、公平に全児童生徒を対象に、給食費の一部軽減ということも、考えられるのではないかと思います、その考え方について、町長について伺います。

●議長

(10時18分)

町長。

●町長

遠藤議員の2点目にお答えしたいと思います。学校給食の無料化について、児童生徒に対して、給食費の減額についてということで、2つでございますが、少子化の要因の1つと致しまして、子育ての経済的負担がありますが、本町では、負担の大きい多子世帯への支援を優先的に考え、給食費の無料化については、第3子以降の児童生徒を対象にしたところでございますが、通告の1番目の答弁でも申し上げましたとおり、子育て世帯の転入の増加に伴い、「はぐくみ」においても、第3子以降のお子さんが増えておりまして、今後、小学校、中学校への入学をした際にも、安心して子育てをして欲しいと願っているところでございます。

遠藤議員が言われたように、幅広く全ての児童生徒に対し減額するというのも、支援策の1つであると認識しておりますが、繰り返しになりますが、奈井江町は、「子供が3人持てるまち」「安心して子育てができるまち」と、子育て世代の皆さんに感じてもらえるよう、子育て支援の充実を図り、定住対策にも繋げて参りたいと考えているところでございます。

将来的にはやはり、遠藤議員のおっしゃるとおり、出来るだけ、浦臼も無料化にしているものですから、そういうふうにしていきたい、こういうふう考えておりますが、奈井江の生徒の方が多いものですから、そういう意味では、将来に渡って、きちっと無料化していこうと、こういうふう考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時21分)

3番遠藤議員。

●3番

町長の将来に向かっては、無償化を考えたいと、そういういったお話でした。

確かに、子供の人数が多ければ、子育てしていくには大変だということも、私もよく分かります。

ですけど、経済的にゆとりがある、ないというのはまた別の話ではないかなというふうに考えるんですね。

夫婦が、ギリギリでやっと1人のお子さんを育てているという家庭もいるかと思うんです。

そういうことを思うと、3人の子育てをして、経済的にゆとりのある家庭と、またそうでない家庭、そこらへんにちょっと考え方に、ちょっと差があるのではないかと、私は思うんですね。

ですから、そう思うと3人目以上の子育てが大変だからといって、第3子を無料というのではなくて、今後やっぱり全児童平等に支援をしてあげることが、息の長い支援に、私はなるのではないかなというふうに思うんですけど、そこら辺の町長の考え方、ちょっと聞かせて頂きたいと思います。

●議長

(10時22分)

町長。

●町長

今、遠藤議員がおっしゃったとおり、全生徒に、全児童に、無料化したいという気持ちには変わりませんが、大変今、財政の困難な時ですから、段階を踏んでやりたい、こういうふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

全く衷心は、遠藤議員と同じ気持ちでいますので、そういう観点から、ご理解して頂きたいと思うところでございます。

いずれに致しましても、近い将来ではやりたいと、浦臼はやっているだけに、なお、そういうふうに思いつつありますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

●議長

(10時23分)

3番遠藤議員。

●3番

町長が将来に渡って、ここ、そう遠くないのかもしれませんが、将来に向かって、無料化を考えていきたいと、そういったところですから、みんな平等といった考え方で私も受け取りますけれども、子育てが、この奈井江の町に来て、3人以上の子供をも

ってもらえるよう、安心して住める町にということを、町長、目標にしているというお話も先ほどありましたので、私もそこら辺を理解していきたいと思いますが、また今後において、子育て支援、また色々な多様な面で、色々と考えなければいけない部分、沢山あると思うんですけども、また、折々私も考えていきたいし、協力していきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

以上で、質問を終わります。

●議長

以上で、遠藤議員の総括質問を終わります。

(10時24分)

(2. 1 番大関議員の質問・答弁)

(10時24分)

●議長

引き続き、総括質問を行います。

1 番大関議員。

(1 番 登壇)

●1 番

おはようございます。

私からは、大綱3点、町長に質問致したいと思います。

まず、1点目は、効率的かつ効果的な行政運営の具体策についてであります。

町政執行方針の最後で述べられております、効率的かつ効果的な行政運営、主に財政について伺います。

町政懇談会でも町民の方々から出ましたし、前日の大矢副議長の大綱質疑でも触れた質問であります。

財政の中で、特に心配なのが財政調整基金の推移であります。

当初の見込みよりは減り幅が小さくなっているものの、平成31年には2億円台まで下がります。

ここ数年は、毎年3億前後の繰り入れをしないと、住民サービスを向上させられない状況が続いております。

一方で、公債費残高は順調に減ってきており、他会計の繰出金も減る方向でありますし、やすらぎの家と健寿苑の運営を移管することにより、更にいい方向に向かうと予想されます。

町として、力を入れている様々な定住対策、サ高住の開設等、他の地域ではやっていないことを先駆けて行っていて、このことについては評価するところであります。

また、みなクルや、JAの多機能型交流施設等により、町の人の流れも変わって参り

ました。

先日の道新では、近隣の滝川市が、２０１９年度までに基金からの繰り入れをしない方針を打ち出しました。

当町としても、次年度予算については、ふるさと納税３千万円や町税についても製造業の業績が好調なことで、増える要因も多少ありますが、今後、新たな地域包括システムの構築や公共施設等総合管理計画等、問題も多々あると思います。

我が町、奈井江の将来について今の段階での行政運営の方向性や、具体策があれば、お伺いします。

●議長

(１０時２７分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員の質問にお答えしていきたいと思いますが、厳しい財政状況の中での、行政運営の具体策、将来展望についての、まとめればそういうことでないかと思うところでございます。

平成２９年度の予算編成にあたっては、急速に進む人口減少、少子高齢化問題に対応するため、第６期まちづくり計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実かつ計画的な推進を図ったところでございますが、当初予算における財政調整基金の取り崩し額が、３年連続で、３億円前後となっております。私としても、改めて行財政改革の必要性を感じているところでございます。

町独自の取り組みと致しましては、先日、介護保険施設の運営移管について、議会のご決定を頂いたところでございますが、これによりまして、地域包括ケアシステムの充実・強化が図られる一方で、３０年度以降の費用で未確定の部分もあります。企業会計の繰出金におきましては、毎年約５，９００万円の削減効果を見込んでいるところでございます。

一方、ここ数年の病院事業会計繰出金の増加が、基金減少の要因となっているのも事実でございます。早急に病院経営の改善を図って参りたいとも考えております。

これら企業会計の見直しと並行し、２９年度からスタートする公共施設等総合管理計画に基づきまして、施設の廃止や複合化、集約化等を進めながら、業務の効率化や施設整備・維持管理コストの削減を図ると共に、前回の改正から１０年が経過する公共施設の使用料について、管理経費の実績や近隣市町の状況等を踏まえた検証、既存の事務・事業についての優先度等を踏まえた見直しなど、町民に対する説明責任を十分に果たしながら、不断の改革の姿勢を持って、将来展望の持てる財政基盤を確立して参りたいと考えているところでございます。

市町村が地方創生を積極的に進めると共に、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施するためには、安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定確保が必要

不可欠でありますので、市町村財政の基盤の強化について、国・道などの関係機関に対し、あらゆる場面で要請していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時31分)

1 番大関議員。

●1 番

町長からの答弁で理解を致しましたが、再質問しませんけれども、やっぱり当町としては、地方交付税の割合が44%と高いことでもありますし、もっともっと厳しい、住民サービスを低下させない方向で是非とも頑張ってもらいたいと思います。

先ほど言われた公共施設等総合管理計画の中にもありますとおり、もっと前倒しで、この施設の統廃合等については、十分検討していただきたいと思います。

それでは、私からの2点目の質問に入りたいと思います。

2つ目は土地改良事業についてであります。

早くから、町として、土地改良事業の一部負担をして頂き、感謝しているところであります。

町内も素晴らしい大区画のほ場が各地域で出来上がり、嬉しい限りであります。

一方で、昨年は台風、前線の影響で大雨が降り、時間雨量46ミリと、今まで経験のない短時間雨量を記録し、総雨量は330ミリほどでありましたが、私としてはこの量については、水害が起こる量ではないと考えておりましたが、実際には水害が起きました。

また、排水機場もフル稼働しましたが、間に合わず、町内でも冠水被害が出たところであります。

土地改良事業が進んで、排水が整備された弊害と言い過ぎではありますが、水の流れが速く、低い所に集まる時間が早くなったという印象があります。

特に、町内西側の地域であります。

そこで提案であります。

田んぼダムの取り組みであります。

田んぼダムとは、水田が持っている洪水緩和機能を人為的に高めることで、大雨が降った時に雨水を水田に一時的に貯留し、水田からのピーク流出量を抑制して、田んぼダム下流の農耕地や、住宅地の洪水被害を軽減する目的で実施するものと言われております。

簡単にいうと、大雨の時に、田んぼを遊水池代わりにするということでありますが、町内でも、平成19年度からの、農地・水・環境保全向上対策の中で取り組んでいたり、26年から多面的機能支払交付金の事業の中で、取り組んでいる地域もありますが、この対策については、奈井江町の広範囲で取り組まないと、大きな効果がないと考えます。

さほどお金の掛からない取り組みでありますので、水害のない年からも含めて、日頃

からの取り組みの推進や、PRをしてはどうかと思いますが、町長の見解を伺います。

●議長

(10時34分)

町長。

●町長

大関議員の2つ目の質問でございますが、水田の田んぼダムの取り組みの推進・PRということでございますが、ご案内のとおり、田んぼダムは、大雨時に田んぼの水位を調節致しまして、一時的にダムのような役割を果たすことで作物被害はもとよりでございますが、河川の急激な増水を和らげ、下流の洪水防止に大きな効果が期待できるところでございます。

田んぼダムについては、平成19年度の農地・水・環境保全向上対策が始まって以降、その取り組みの一つと致しまして、啓発活動などの取り組みが行われてきているところでございますが、田んぼダムを実践するためには、畦の補修など水田機能の適切な維持管理と合わせて、田んぼの水位を調整できるような調整板などを活用することで実践が可能となります。

しかし、実践するための環境が整っている場合にも、実際には、雨が降るたびに、各ほ場を見回って水位の調整を行うことは大変な手間でございます、中々実践を行うことが難しいと伺っているところでございます。

当町においても、昨年の台風や、ゲリラ豪雨のような、短時間で強い雨が集中的に降るというケースが増加してきていることから、田んぼダムの取り組みが、農地・水保全管理支払などの活動の一環として取り組んで頂けるメリットは大きいと考えているところでございます。

また、先般行われました、農業改良普及センター中空知支所の検討会では、昨年の台風時の冠水時間における収量、品質への影響などの調査事例も出されておりました、町と致しましては、このような情報と併せて、田んぼダムを、各組織の活動の選択テーマとしての位置づけの協力をお願いするとともに、引き続き、田んぼダムの情報提供や大雨予報に対応した協力をお願いなどに努めて参りたいと考えているところでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

●議長

(10時37分)

1番大関議員。

●1番

町長の答弁で必要性は分かっているけれども、町としては、各組織に協力を願うということですので、理解を致しました。

昨年の水害についてであります、非常に本当に水の集まりが早くて、奈井江排水機場も開始をしておりますが、非常に水の集まる時間が早くて、排水機場も冠水するよう

な事態も陥る可能性が考えられますので、水の集まりを少しでも遅くするためにも、田んぼダムは必要と考えますので、今後とも各組織に対して、強力をお願いして頂きたいと思います。

よろしくお願いします。

2番目の質問については、以上で終わります。

3つ目の質問であります、高校存続に向けた支援と出願状況について伺います。

奈井江商業高校に対しては、数年前より、入学支援金の支給や通学費の全額補助、制服購入などの補助により、様々な支援によりまして、近年は募集人数に近い入学者が確保され、喜ばしい状況が続いております。

また、最近では、特に学力も上がっておりまして、偏差値も砂川高校と大差ない所までできていますし、6年連続して進路決定率100%だったり、町内行事にも積極的に参加をし、まちづくりにも必要と考えます。

昨年は、町内の中学生が、地元の高校へ入れなかったことが、数名いたということを知っておりますが、そのことが少しは影響しているかもしれませんが、現在、入試が終わったばかりであります、出願状況につきまして、40名の募集に対し33名ほどだったと思いますが、この数字について、どう思うかということと、今後も継続して、奈井江商業高校に対して支援を行なっていくのかをお伺いしたいと思います。

●議長

(10時40分)

町長。

●町長

大関議員の3点目の質問でございますが、奈井江商業高校の支援についてということでございますが、平成27年度の支援策の大胆な見直しによりまして、効果が表れておりまして、27年には40人、ご案内の通りだと思います。28年には35人の入学生となりまして、本年の出願状況については33人、0.8倍の倍率になりました。

本年も30人を超える出願があり、安心をしたところでございます。

どう思うかということでございますが、33人では、昨年、一昨年と比較して、少しずつ圧縮してきているように思いますが、いずれに致しましても、学校の魅力をどう打ち出すかということが、次に掛かっていることだと思いますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

入学生に対し、毎年行っている高校選択に係るアンケート結果においては、制服代金の助成、通学費助成、就職・進学率の高さ、入学支援金の順でポイントが高く、本町の支援策が重要視されていることが分かります。

また、就職・進学率100%という実績も高く評価されております。

これまでも産業まつりや教育の明日を考える集い、やすらぎの家の前でのよさこいなど、高校生自ら存在をアピールして頂いております。

その場に1人でも多くの町民の皆さんに足を運んで頂き、応援して頂くことで、生徒自身の励みとなりまして、高校の魅力が増々高まり、選ばれる学校になるんじゃないかと

思うところでございます。

少子化に伴い、管内の中卒者は、年々、減少傾向にありまして、今後も生徒の確保は厳しいものがありますが、今後も、町民の皆さんと共に、町として、できる限りの支援を続けたいと考えているところでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げますところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時43分)

1 番大関議員。

●1 番

町長の答弁でほぼ理解を致しました。

奈井江商業高校も、一時は入学者数が一桁という時もありましたが、やっぱりその頃は、先生方の努力も足りないと感じてますし、その就職先の企業への訪問でありますとか、色々な分野で力が足りなかったと感じております。

現在は町の支援もありますし、学校の先生方も頑張っておりますので、こういうふうには募集人員に対して近い数字まで集まってきたと考えております。

やっぱりこの奈井江町に、小さな町であります、高校があることによって、色々な影響が出てくると思います。

是非とも、町長と話し合いをする機会もあると思いますけれども、若い学生のアイデアですとか、そういうことが町政に反映できるように、今後とも色々と話し合いを続けて、支援の方も続けて頂きたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

以上です。

●議長

以上で、大関議員の総括質問を終わります。

(10時44分)

(3. 2 番竹森議員の質問・答弁)

(10時45分)

●議長

引き続き、総括質問を行います。

2 番竹森議員。

(2 番 登壇)

●2 番

おはようございます。

定例会の出席、ご苦労さまです。

町長に、今回、大綱２点について、伺いたいと思います。

１つ目は、地方創生の推進についてです。

地方創生については、先ほど質問の中にも答弁ありましたけれども、地方創生については、昨年２月に、奈井江町における人口ビジョンと、それに伴い、まち・ひと・しごと創生総合戦略が作られ、第６期まちづくり計画とともに、少子高齢化に伴う人口減少に対処した計画に沿い、町政が現在、運営されているところです。

今回は、この様々な施策の中で、総合戦略の中にある、「公共施設の有効利用を図る」というところで、地域交流センター道の駅と、役場庁舎について、伺いたいと思います。

まず、地域交流センターの利用をより多くするための改善策についてであります。

奈井江の道の駅は、平成８年４月に開駅されました。

開設以来、年数が経ち、施設が傷んだため、ここ数年にかけ、屋根の改修やトイレの改修など大規模な施設改修を行っているところであります。

運営面についても、指定管理者制度を取り入れるなど、色々工夫し、活性化が図られています。

奈井江道の駅は、調べたところ、現在、北海道に１１７カ所ある道の駅の中で２６番目に設置されたということでもあります。

道内でも歴史が古い道の駅であります。

そのため、最近造られた道の駅より古い施設の設計や構造物の配置が、最近造られた道の駅よりも不利な面があると思います。

しかし、国道１２号では、三笠道の駅と滝川道の駅の中間にあり、立地条件は良いと思います。

道の駅の利用を、より活性化させるため、施設の維持管理や運営の改善を行っていますが、施設をより目立たすことも必要ではないかと考えております。

車を運転していて建物がすぐ目に入ることで、より多くの人に立ち寄ってもらえるのではないのでしょうか。

私自身も、よく道の駅の前を国道を車で通ります。

砂川から奈井江方面へ行く時、道の駅の方を見ると、駐車場の国道側にある植栽が、年数も経ち大きくなっています。

そのため、道の駅の建物があまり見えません。

視界を遮る植栽を、ある程度整理するとよいと考えますがどうでしょうか。

車が走っている国道側からよく見えることで、施設がより目立つのではないのでしょうか。よく見えることによって、夜間の駐車場や施設での防犯にも役立つかと思います。

また逆に、奈井江側から砂川方面へ走ってみますと、１３号線交差点にある歩道橋が大きく目の前に入ります。

現在の使用状況を見ても、歩道橋を撤去して、視界をすっきりさせることも良い方策ではないかと考えます。

歩道橋につきましては、管理者が国のため、撤去することは、かなり難しい問題だと

思っていますが、これも実現できないでしょうか。

道の駅の周りの景観を改良して、すっきり、施設を目立たすことも利用者を増やす手立てではないかと考えております。

2番目ですが、公共施設管理計画における役場庁舎の整備手法について、質問致します。

役場庁舎の扱いにつきましては、一昨年 of 12月定例会でも質問致しました。

その中で、「役場庁舎は、防災の拠点として重要な施設である。また、耐震化や新築となれば、大きな費用がかかるため、時間をかけて総合的に取り組んでいきたい。また、庁舎建設には国からの特別な財政支援がない。」ということで答弁頂きました。

国は、昨年起きた熊本地震の被害状況を踏まえ、平成29年度から平成33年度までの5年間を事業期間とする、地方財政措置としての公共施設等適正管理事業債というものを創設する予定であります。

これは、庁舎の長寿命化や建て替えなどを行う事業に対して、今までなかった交付税措置を伴う有利な制度のようですが、先ほど申したとおり、期限が限られていることが、厳しいところです。

奈井江町でも、公共施設等総合管理計画が策定されますが、その計画では、役場庁舎について、平成29年度の取り組みとして、この事業債についても検討されるようですが、その展望について伺いたいと思います。

以上、2点について、よろしくお願い致します。

●議長

(10時52分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

竹森議員の質問でございますが、質問事項と致しまして、地方創生の推進、まち・ひと・しごと創生総合戦略でございますが、その中で2つございまして、1つは、地域交流センター道の駅の活性化と周辺の環境整備についてでございます。

2つ目と致しまして、公共施設総合管理計画における役場庁舎の整備手法の検討についてでございます。

1点目で申し上げますと、地域交流センター道の駅の活性化と周辺の環境整備についてのご質問でございますが、道の駅は、建設から21年が経過致しておりまして、平成27年度から3カ年にわたり、大規模改修工事を行いました。ご案内のとおりでございます。

施設の長寿命化や利用者の利便性の向上を図るため、整備を行って参りました。

一方、道の駅の駐車場およびその周辺については、国の管轄となっておりますが、適切な維持管理を行っていくためには、札幌開発建設部岩見沢道路事務所と覚書を交わしまして、草刈りや除雪、樹木の維持管理などは町が行ってきたところでございます。

「樹木が大きく育ち、国道から施設が見えにくく、利用者に分かりづらい」とのご指摘でございますので、樹木の伐採など、周辺的环境整備につきましては、今後、国に要望して参りたいと考えております。

ただ、単なる要望でなく、これ強く申し上げておきたいと、こういうふうに思っております。

ご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

また、交通量の多い国道１２号線を横断する歩道橋につきましては、小・中学校の通学路としても一定の役割を果たしておりまして、歩道橋の撤去については、以前、別の箇所ではありますが、警察と協議をしたところ、通学路でもございまして、交通安全施設である歩道橋は撤去できないとの回答でありましたので、今回も同様に撤去することは出来ないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

２点目の公共施設総合管理計画における役場庁舎の整備手法の検討についてでございますが、全国的に役場庁舎の耐震化が遅れている中、庁舎の建て替えを緊急に実施するため、国は、市町村役場機能緊急保全事業を創設したところでありますが、対象となるのは、昭和５６年の新耐震基準導入前に建設された庁舎を建て替える場合で、事業費の９０％を地方債として借入することが可能となっておりますが、起債償還に対する交付税措置がなんと２２．５％程度に留まりまして、またこの期間においては、平成２９年から３２年度までの４年間に限られていることから、制度適用には厳しい条件でございまして、期間の延伸や交付税措置を厚くするなど、町村会を通じて、国や北海道に対し、引き続き、要請を行って参りたいと考えているところでございます。

庁舎の整備については、高額な費用を要することから、今後も色々な制度の詳細について把握すると共に、耐震化や建て替えなど、メリット、デメリットについて、他市町の事例などを調査致しまして、整備手法や実施年次、財政状況を含めて、総合的に検討を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

●議長

(１０時５６分)

２番竹森議員。

●２番

このことについては、再質問はありませんが、道の駅につきましては、植栽については、改善できると。

歩道橋については難しいということで、私も理解しました。

また、役場庁舎につきましては、何回も何回も町長に質問して、本当に失礼なんですけれども、ただ、今回こういう緊急な国の制度が出来たということで、また、検討されて、今後良い方に行けたらいいなと自分でも考えております。

これで、今の質問は終わり、次の質問にさせていただきます。

続きまして、農業の振興について伺いたいと思います。

奈井江町の基幹産業は、農業ということで、本町の農業に対する振興策は、多種多様、

多額の援助を頂いております。

その支援には、農業者の一人として、私も、感謝しているところであります。

最近では、特に、ゆめぴりかの産地ブランド確立支援事業や米穀調製施設などへの支援によりまして、ホクレンの「第1回ゆめぴりかコンテスト」で最高金賞を受賞するなど、着実に成果を上げています。

その結果、奈井江町産のゆめぴりかをはじめとする、お米の評価は上がってきています。

米の販売単価も上がって、農家所得の向上に結び付いていることは大変喜ばしいことであります。

平成29年度については、レーザーレベラーの導入補助や米穀調製施設の充実対策なども計画されているようです。

そこで、その施策の中に書かれておりますICT情報通信技術を活用した農作業の省力・軽労化を図る対策についても、考えて頂きたいと思っています。

これについては、奈井江町にも、RTKによるGPS基地局を数年以内に設置してはどうかということです。

今、奈井江町でも1戸当たりの経営面積は拡大して、それにつれ、適期作業を行おうとすれば、仕事量もかなり増えてきております。

その作業を少しでも軽減出来るのではないかと、いうことであります。

一般に、車についているカーナビゲーションの場合の誤差は、10メートルくらいと言われています。

トラクター作業で普通のGPSガイダンスというものを使いますと、このRTKの補正を受けていない場合、よくて20センチから50センチメートルの誤差があります。

奈井江町内の農家で、今現在、10数名の方が利用しているんですが、利用している方は、このタイプのガイダンスを使っています。

それが、RTKの補正を受けますと、2センチから3センチの誤差になり、農作業で出来る作業が格段に増えます。

精密な作業が出来るようになってきます。

また、農作業の省力化や、トラクターを運転する疲労の軽減にも大きな効果があると思います。

レベラーでの整地作業についても、今回導入するようなレーザーレベラーを使った場合、レーザーを使うわけなんですけど、現在、町内でも台数が増え、光の混信もあるようであります。

このRTKの基地局を作りますと、その問題も解決できます。

少し私、先進地の岩見沢のJAの方と色々お聞きしたんですけども、基地局を設置するのに、1基あたり、150万円程度、現在掛かるということでもあります。

局から発信する電波の強さは、岩見沢市内で現在運用しているものは、3基使っているんですが、その1基あたりについては、1ワットの出力だそうです。

1ワットというのは、どの程度かちょっと分からないんですが、その電波の届く距離については、半径10Kmくらい届くということでもあります。

そう考えますと、奈井江町の場合、1基の設置で済むと思います。

GPS機器を利用した農作業について、町内の農家でも急速に関心が高まっています。奈井江町でも、以前から検討していることは、私も承知しています。

たまたま、今朝の北海道新聞に、GPSの利活用では先進地であります、先ほど話しました岩見沢市の新たな取り組みが紹介されていました。

このように、RTKの基地局を使いますと、農業だけではなくて、除雪作業や各種精密な測量などにも利用できることが、見込まれます。

基地局設置に向けた、町長の見解を伺いたいと思います。

よろしくお願い致します。

●議長

(11時03分)

町長。

●町長

竹森議員の農業の振興、ICTを活用した農作業の省力化・軽労化についてでございますが、当町においても、担い手農家1戸当たりの農地面積の増加や基盤整備事業における大区画化によりまして、農作業の省力化・軽労化が課題となっております、ICT情報通信技術を活用したスマート農業の関心が高まっているのは、ご承知のとおりだと思っております。

このような状況から、昨年8月に、今後の利用や関心度の把握のため、関係団体の協力を頂きながら、アンケート調査を行ったところでございます。

調査件数につきましては、162件に対し、回答数、回収率45.7%でございますが、74件のうち、スマート農業への関心ありという方が50件68%でございます。

具体的に関心のあるもの、GPSで42件、既にGPSガイダンス、経路誘導装置でございますが、使っている者12件でございました。という結果でした。

先月開催されました、北海道農業・農村振興審議会において、私も委員の1人でございますから、私からも発言をしたところでございます。

農政部長が答えておりましたが、基地局1基を設置するためには、数百万円の、今、申し上げましたとおり、竹森議員からお話ございましたように、150万円ぐらい掛かるということでございますが、数百万円の投資とその後の管理経費が掛かってきますが、最近では、データサービス業者による位置情報を補正するソフトの開発、あるいは、国土地理院の電子基準点を利用することで基地局が不要という情報もあり、道としても、適切な情報提供や対策が重要であるとしておりまして、いずれに致しましても、当町は土地改良事業を継続的に行っていることから、地域の営農実態にあった、より効果のある導入方法や共同の取り組み、更には、財源の確保など、多角的に検討していく必要がございます。

今後も、農業技術が進む中におきまして、農業者の皆さんがどう活用していくか、地域としての統一も必要だと考えております。

既に、担当者レベルではJAとの間で検討を進めておりますが、平成29年度におい

ては、より具体的な方策について、ＪＡや農業関係団体と連携を図りながら、研究を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 1 時 0 7 分)

2 番竹森議員。

●2 番

これにつきましても、再質問はありませんが、奈井江町は幸いなことにＩＣＴとか、電話において、通信回線において、全町、光回線が整備されるなど、他の町村から比べるとすごい、私は農村に住んでいるんですけども、なかなかそういう町はないと聞いております。

それも、色々こういう時代ですので、それは複合的にこういうＧＰＳの装置ですとか、そういうのが絡み合ってトータルに運用して、利益が出てくると考えております。

これについても、平成２９年度については、より研究を進めたいということでありまして、良い結果が出ることを期待しまして、私の質問と致します。

どうも、ありがとうございました。

●議長

以上で、竹森議員の総括質問を終わります。

ここで１１時２０分まで休憩を致します。

よろしくお願いを致します。

(休憩)

(1 1 時 0 8 分)

(4 . 6 番森岡議員の質問・答弁)

(1 1 時 2 0 分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、総括質問を行います。

6 番森岡議員。

(6 番 登壇)

●6 番

それでは、通告に従いまして、平成２９年度奈井江町政執行方針に対し、大綱２件、町長に質問させていただきます。

１つめの質問は、ないえ温泉の再開についてであります。

１点、本日資料の中で、総括質問のこの用紙が配られたと思いますけど、本来５項目

通告しておりましたけれども、1問目につきましては、大矢議員の予算に関わる大綱質疑の中で説明がございましたので、この部分に関しては質問をしませんので、細目4点になりますけれども、町長に伺いますのでよろしくお願い致します。

ないえ温泉施設につきましては、執行方針の中で「町民の保養と健康保持増進、更には代表的な観光施設として、その機能を発揮するために、秋の再開を目指していく」と記されており、新年度予算において、施設の大規模改修や修繕、備品の整備等で1億7,500万円が計上されております。

主な改修箇所につきましては、昨日の大矢議員からの温泉に関する大綱質疑に対する答弁の中で、「営業に支障なく、快適な利用が出来るよう、浴槽・ボイラー設備・厨房を中心とする改修」について、予算の中で予定をしているとのことであり、更に、「備品の補充・車両購入・再開前の維持管理費を計上している」との答弁がありました。

12月の定例会におきまして、施設再開にあたり想定される改修箇所、また概算費用・財源ということについて、一般質問させて頂いておりますけれども、主な箇所については予定をしていた通りであります。備品購入費を除いた改修、修繕費ということにつきましては、「思った以上に増えたのかな」というのが私の率直な感じであります。

大矢議員からの話がありましたように、議会として非公式ではありますが、2月に温泉施設内の視察をさせて頂き、現状確認をした折には、自分なりの感想でありますけれども、「内部だけでも直すのにかなり掛かるんじゃないかな」というような思いでございましたので、改修に掛かる予算については理解出来る部分でもあります。

しかしながら、今回の措置で全てが終わりということではなく、施設内でも、まだ更には、外装等、本来であれば、改修を必要とする箇所がまだまだあるのだろうなという思いをしておりますし、12月議会の折にも、再開までに、まず必要な部分を新年度予算に計上をして、その時に、出来ない部分については年次計画において検討をしていきたいという町長の答弁があったんですけれども、それで、1点目の質問につきましては、今後、年次計画において、改修を検討しなければならない箇所について、どういうものが、今、考えられているのかということについて、伺います。

2点目の質問は、指定管理者の指定についてであります。

奈井江温泉施設の指定管理者の選定につきましては、公募に対し、町外より3社申込みがあったと聞いております。

複数社の応募があったということは、これはとても喜ばしいことと感じております。

既に、書面審査やヒヤリングも終え、現在、選定作業の最中だと思いますけれども、町の重要な公の施設でありますし、今までの、どうして再開ということになったのかというような経緯を踏まえても、管理者の選定は重要な判断であり、慎重にされるのだろうというように思っています。

今回はプロポーザル方式、いわゆる提案型の公募となっており、様々な施設運営の取組みが示されていると思います。

安定した経営や管理費用の縮減ということも大切な要件ではありますが、施設運営の中で、どう施設の価値を高めていってくれるのかと、何を見出してくれるのかということも、非常に重要なことだと考えております。

そこで、今回、ないえ温泉施設の指定管理者の選定、それから指定にあたって、重要視している点についてお伺いを致します。

3点目の質問は、泉質調査の前倒しと効能等のPRについてということであります。

担当課に確認させていただきますと、平成23年に泉質調査を実施しており、法律上は、10年間に一度実施しなければならないということであり、次回は平成33年度までに行うということですが、今回、施設再開においては、管理者も変わり、管理方法も変わる中、これは町の責任において、前倒しによる泉質調査を行って、源泉の効能も含めて、良質な温泉であるんだよというようなことを、改めてPRしてはいかがかなというように思っておりますけれども、町長の考えをお伺いします。

4点目は、温泉施設再開に対する町長の思いについてであります。

昨年9月の突然の施設閉鎖から、再開の判断、更には、施設の保全や改修方法、財源確保等、今定例会までに、関係予算の積算、それから整理、町長始め担当課や関係する職員皆さん全て、短い期間の中、大変な努力とご苦労があったのだらうなというように思っております。

これが、再開までとなると、更に大変な作業が続くんじゃないのかなというような感じもしております。

温泉再開については、12月の議会でも申し上げましたけれども、私の中では、本当に重要な政策の実行との認識でありますし、再開の目的等、答弁も頂いている部分でもあります。執行方針と新年度予算案に事業として計上をした、今定例会において、改めて、温泉施設再開にける町長の思いを伺いたいと思います。

以上、4点よろしくお願い致します。

●議長

(11時28分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森岡議員の質問に答えていきたいと思いますが、まずは、温泉の再開の問題について、今後、年次計画において改修を検討していかなければならない箇所については、どういう箇所かと。

更には、2点目と致しまして、指定管理者の指定にあたって重要視している点についてということでございます。

3点目は、泉質調査を前倒し致しまして、効能等を含めPRに活用すべきではないかと。

4点目として、改めて、温泉再開に対する町長の思いについてということでございますが、1点目の今後、年次計画において改修を検討しなければならない箇所についてのご質問でございますが、平成29年度につきましては、営業の再開に向けて、大規模改修等の予算を計上させていただきましたが、この他、設備の老朽化及び、施設の長寿命化を

図る上で、今後、年次計画で改修を進める事項についても、検討を進めております。

現状において、改修が必要と考えられる箇所と致しましては、屋根の防水改修、消防設備の改修、暖房及び給排水設備改修、屋根及び外壁塗装などを捉えております。

これらの改修につきましては、費用の平準化や過疎債の充当などを考慮致しまして、まちづくり計画への掲載を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

2点目の指定管理者の指定にあたっては、重要視している点についてのご質問でございますが、今回の指定管理者の公募にあたって、本施設の設置の理念を十分に説明した上で、多くの利用者に愛される施設として、管理運営が可能となる事業計画の提案を求めています。

また、利用者のニーズに則して、経営の再建を目指すため、現に温浴施設を運営している事業者を応募資格に掲げたところであります。

現在、その選定の審査を行っておりますが、指定管理者と致しまして経験や実績に基づく温泉経営のノウハウを活かしながら、5年間の安定的な管理運営や事業計画の着実な実行を進めて参りたいと考えております。

3点目の泉質調査を前倒しして、効能等を含めPRに活用すべきでないかとの質問でございますが、温泉の成分分析につきましては、温泉法に10年ごとの実施が定められておりまして、当施設では、直近では、平成23年に実施されており、ご指摘の通りでございます。実施されておりまして、当面は、この平成23年の分析結果を用いて参りますが、以降は法に基づいて対応して参りたいと考えているところでございます。

また、ご指摘のとおり、施設再開後のPRは非常に大切と考えておりますが、指定管理者の応募の中では、各社とも、それぞれ独自のPR活動の手法が提案されていると聞いております。

ないえ温泉の効能を含め、町の資源を有効に活用してPR対策がとられるよう、町と新たな指定管理者との連携を深めながら、対応して参りたいと考えております。

4点目の温泉再開にあたっての私の思いについてであります。ないえ温泉の運営に関しましては、ここ数年間、議会においても熱心に議論を頂き、また、昨年の町政懇談会においては、町民の皆様から多くのご意見、要望を頂いて参りました。

また、昨年9月の休館以降につきましては、施設の再開に向けた対策や手法など、1つひとつ丁寧に議論を積み上げながら、課題に取り組んで参りました。

本定例会において、関係予算等をご審議頂くこととなりますが、ないえ温泉の理念でございます町民の保養と健康保持増進、更には、町の貴重な観光施設としての機能を最大限発揮できるよう、適切な準備を進めた上で、再開して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時34分)

6番森岡議員。

● 6 番

今、4 点に渡りまして、町長から答弁がありました。

施設自体、開設年次が進んでいるということで、確かにもう中の配管や外装に関わる部分も本来、再開ということであれば、直したかった部分だろうなと思っているんですけど、ただ、今、町長が言った部分だけを多分、単純に計算してもかなりの費用が掛かってくるということでもありますので、今後年次計画で施設の長寿命化の中で安定した財源でやって頂けると、有利な財源でやって頂けるということなので、その辺は早急に計画づくりをして頂きたいと思います。

それと、指定管理者の指定にあたってということで、今、ご答弁の中でありましたけど、確かに当然、安定した経営をしてくれなければ、これ本当に一番だと思ひ、利用者の多くの利用者に親しまれる施設にして欲しい、それ、本当に一番のことだと思いますけど、その中に含まれているんだろーと思ひますけど、やっぱり地元の町民が本当に親しんで、愛していつてくれる施設にすることが本当に大切なことなんだろうなと思ひます。

それで、温泉を1つの企業だと捉えますと、1年以上休館をするわけですね。

例えば、色々な事業においても、その間に、やっぱり色々な所に、温泉好きな人は分散をして、今度、そっちに通ひ、今、現在はそのような人たちもいらっしやると思ひます。

それと、これは町の責任じゃないですけど、温泉施設の回数券、けっこう持っている人、想像以上にいらして、その方たちは、本当にない温泉のお得意さんで楽しみに通っていた人たちなんですから、それが使えなくなってしまうという思ひの中で開設を待って頂いていると思ひますけれども、やはり、そういう本当にない温泉を親しんで頂いた皆さんにもう1回戻って来てもらって、また継続して温泉を利用してもらう、これは、管理者の仕事でもあるかと思ひますけれども、町としてもかなり努力をしていつていかなければならないことだと思ひますよ。

それで、町長の、最後に、思ひも聞かさせて頂きましたけれども、これをやはり、きちっと指定管理者が決まったら、その中において、今一度、示して頂きたいと思ひますし、再開までのPRということは、これは、今町長の答弁の中にもありましたけれども、非常に、重要なことだと思ひますよ。

それは、指定管理者がするべきものなのか、町がしていくもの、協力をして、されると思ひますけれども、指定管理期間は、業務開始は10月1日5年間というように、聞いておりますけれども、それまでの間、この温泉再開に向けてのPR等についてどのようにされていくのか、もう1点だけ、そこだけ、願ひを、質問をさせて頂きます。

●議長

(11時38分)

町長。

●町長

それでは、答弁を申し上げたいと思ひますが、今ほど、年次計画によって、有利な財

源を使う、過疎債でございまして、そういった意味では、有利な財源を使えるんじゃないかと、これも、振興局に基づいて打診しているところではございまして、理解を求めているところではございますから、理解して頂いているというふうに理解しておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思うところでございます。

また、入浴券の問題でございますが、これは、親しんでいた人たちにまた戻ってもらう、こういうことの意味ですね、ただ、新ないえ温泉の過去の、旧新ないえ温泉の入浴券については、どうのこうのすることは出来ませんから、これは、公式の場で申し上げていた方がいいのではないかとこういうふうに思いを寄せているところでございます。

そして親しまれる温泉、たくさんとでございまして、色々な面で親しまれる温泉にしていかなければいけないと。

しかも、指定管理者をあわせて町と一体になりまして、この宣伝を、効果をきちっと宣伝していかなければいけないと、こういうふうに覚悟を改めているところでございます。

ご理解、ご協力のほどお願い申し上げますところでございます。

経営については、やはりきちっとした経営をして頂く、指定管理であります、同時に、指名されたところは、しっかりしたものをもって、臨んで欲しいと。

奈井江町の顔だという意味で、是非、そういうふうに前向きに検討して頂きたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます、答弁と代えさせていただきます。

再開に向けてのPRでございますが、それについては、再開に向けては、温質、泉質共々、親切的な愛される温泉だよということも含めて、町と指定管理者と、取り組みあいながら、同時に、一体的に進めて参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げますところでございます。

●議長

(11時41分)

6番森岡議員。

●6番

只今、色々と町長から詳しい答弁がありましたので、理解をしたいと思います。

それで、予算は、これから審議ですけれども、温泉の再開、先ほど言った重要な課題だと思っております。

僕は、町長が再開を決めてから、臨時会、それから12月には一般質問もしましたし、今回もまた温泉ということで、自分でもくだいなと思っておりますけど、町長もそう思っているのかなと思っておりますけど、本当にこれは、重要な施策で議会をとおして、町長の思いを聞きたいということが一番でありますし、予算が通ってね、再開ということになったら、絶対、喜ばれる施設として大成功して欲しいと、そんな思いをもって、この温泉のことについては、何回も質問させて頂いているということをご理解を頂きたいと思っております。

それでは、質問の２件目、町立国保病院の運営についてということで、細目２点お伺いを致します。

執行方針の中で、町立国保病院の健全な経営という項目の中で、病院経営を取り巻く状況の厳しさが示されております。

大矢議員より新年度予算における病院事業会計に対する、大綱質疑・答弁におきましても、繰越実質収支の減少や、更に、一般会計からの繰出しにおける町としての負担額が示されました。

来年度には、診療報酬の改定も見込まれ、社会情勢にも影響を受ける等、改めて病院経営の厳しさというか、難しさを感じております。

町立国保病院につきましては、町民が安心して一定水準の初期医療を受けることが出来る病院として、これはやはり奈井江町には、なくてはならない施設と理解をしておりますが、事業会計や一般会計の現状を踏まえますと、早急に収支の改善に向けた取り組みは、これはしていかなければならないのではないかと思います。

そこで、１点目の質問は、執行方針にも経営の健全化に向けてと示されている部分もありますけれども、今後の病院経営における収支改善のための取り組みについてお伺いを致します。

２点目は、３月末に向けて、現在改定中だと思いますが、新公立病院改革プランについてお伺いをしたいと思います。

現在の病院改革プランにつきましては、そのプランに基づく具体的な取り組みということで、これは我が町における取り組みということで、奈井江町立病院経営健全化中期計画として、平成２８年度より平成３２年度までの取り組みについて示されておりましたが、昨年１２月、病院３階に、サービス付き高齢者向け住宅を開設したことによりまして、事業の内容や、事業会計の財政推計を変更したものが、昨年２月の常任委員会で説明がありました。

しかし、昨日の道新の一面の左上に、掲載されておりましたけれども、北海道においても、地域医療構想がまとまったということを受けて「新公立病院改革プラン」として改定が必要とのことであり、その中でも特に重要視されているのが、３２年までの計画期間内での経常黒字化に向けた計画とのことでありますが、仮に、それが難しいというような場合については、黒字化を目指す時期、及びその道筋を明らかにするように求められていると、そのように伺っております。

現状を踏まえますと、かなりハードルの高い目標になるんだろうなというような思いをしておりますけれども、そこで、１点目の収支の改善に向けた取り組みという部分と重なってくる部分があるかと思いますけれども、新公立病院の改革プラン、更に経営健全化計画の概要についてお伺いを致します。

●議長

(1 1 時 4 7 分)

町長。

●町長

森岡議員の２点目の質問でございますが、町立病院の健全な運営ということでございますが、１つ目としては、今後の収支改善に向けた取り組みについて。

２つ目としては、公立病院改革プラン、経営健全化計画の概要についてということでございますが、町立病院は、町民の皆さんに安心して療養をして頂けるよう、病診連携や病病連携などに積極的に取り組み、地域医療の中心としての役割を担ってきました。

地域の小規模病院を取り巻く環境については、人口減少による患者数の減少や、診療報酬改定における在宅復帰を重視する方向性の明確化など、厳しさを増してきておりまして、先般の大綱質疑でも回答させて頂きましたが、今後も安定的な経営を継続していくためには、抜本的な取り組みを進めていかなければならないと考えているところでございます。

そこで、収支改善に向けた取り組みについて、公立病院改革プランの２点にわたるご質問でございますが、関連がありますので合わせて答弁致したいと思っております。

新公立病院改革プランについては、都道府県が策定致しました地域医療構想を踏まえながら、平成３２年までの期間の計画を、２８年度中に策定することとされています。

プランに記載されるべき内容と致しましては、(１)地域医療構想を踏まえた役割の明確化、(２)経営の効率化の方策、(３)２次医療圏における再編・ネットワーク化計画への取り組み、(４)経営形態の見直しとなっていることから、地域における自院の役割を明確にした上で、将来的な経常収支の黒字化を目指すこととなります。

町立病院と致しましては、現在の一般病棟と療養病棟のミックス型の病棟のあり方や、医師・看護師の確保対策、経費削減の具体的な取り組み、患者数の確保による収入確保の方策、地域包括ケアシステム推進に向けた在宅医療への対応など、様々な方策によりまして、収支の状況などを詳細に検証しながら、改革プランに盛り込んでいきたいと考えております。

現在、改革プランの素案については、院内および関係機関と協議中でございますが、これからも町立病院の役割をしっかりと堅持しながら、地域の医療・介護・福祉を中心的に担って参りたいと考えております。

なお、改革プランの策定と併せ、平成２７年度に一部見直しを行った経営健全化中期計画についても、平成２８年度中に見直しを予定しておりまして、策定、見直しをした改革プラン等については、平成２９年度の早い段階で、町議会の議員の皆様にお示しをさせて頂きたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(１ １ 時 ５ １ 分)

６番森岡議員。

● ６ 番

只今、国保病院の運営ということにつきまして、２点について町長から答弁頂きました。

それで、僕自身、大綱質疑で町長が答弁した、経営改善に向けた抜本的な取り組みを早急に進めていきたいという、この答弁が全てだと思っておりまして、当然、どういうことを今想定されているかは、分かりませんけれども、具体的に、もう、すぐ経営改善に向けた取り組み、収支の改善に向けて取り組めること、今、町長の答弁の中にありましたけれども、それもありますし、特に、病院の運営に関することは、町長がこうするんだって判断しただけで、すぐ実行出来ることではなくて、病院の先生がいらっしやって、関係機関とも色々今後協議がする場面もある、出てくるかもしれないということも、思われますし、また更に地域医療構想の中で奈井江の病院の位置付けというのも、これからきちっとされることでしょうから、この32年度までの計画の中で、自分の期待としては、この病院、先ほど大関議員も、財政問題もありました、皆さん多分心配している部分は同じだと思うんですよ。

その中で、例えば、今回は32年までの計画ですけど、これがまたその後に計画を新たに作るということもあるかもしれませんけれども、あまり、長期の計画を目指すのではなくて、自分の、私の思いとしては、32年までの計画の中で、それをすぐ盛り込めということではないんですけど、実現が可能なことを考えて取り組んでいかなければならないんじゃないかなと思っているんですよ。

それで、最後の質問ですけども、病院経営の中で、本当に職員それから町長はじめ先生も頑張っているとは、思いますけれども、今、まち計における前期5カ年の半分に迫ろうとしていますけど、やはり後期5カ年計画の中で、きちっと病院の今後の抜本的な取り組みについても、進めて頂けるような考えでいらっしゃるのかどうか、その辺だけ、再質問とさせていただきます。

●議長

(11時54分)

町長。

●町長

現在、関係者と協議中でございまして、申し上げるわけに、断定的に申し上げるわけにいきませんが、病院としての役割を明確化の視点から申し上げたいと思うところでございます。

今後も慢性期医療機関としてある程度、長期療養を必要とする患者を受け入れていくために病床を現在の一般病床と医療療養病床のミックス型から、医療療養病床の単独とするということで、だいぶ違うのではないかなとこういう思いを致しているところでございます。

また、地域包括ケアの中心的な役割を担う病院として、訪問診療や訪問介護に力を入れ、ベッド数はその後方支援的な役割を充足する程度に減らすと。

在宅療養支援診療化していきたいと考えているところでございます。

あわせて、通院困難な患者に対する薬剤師の訪問指導などを行う、こういうことも含めて考えているところでございます。

また、収益を向上させるための取り組みの視点からいきますと、医療区分の高い患者

の割合を引き上げまして、医療療養病床の1人の入院基本料を算定する、外来患者の増加を目指し、健診機能を強化致しまして、受診に繋がっていきたいというふうに考えているところでございます。

費用を削減するための取り組みの視点から言いますと、診療材料などの数量管理システムの導入によりまして、在庫の適正管理、電力購入業者の入札並びに費用削減に向けた取り組み、省エネへの取り組みの徹底、委託業務との内容の見直しなどにより、管理経費の削減、部門の統廃合や病床数の削減などによりまして、人員配置の見直し、院外薬局への切り替えということも含めて考えて、全部が全部出来るわけではございませんが、32年度までに、提出しなければならない中で我々が義務付けていきたいと、こういうふうに考えおりますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

●議長

(11時57分)

森岡議員。

●6番

今、細部にわたりまして、病院の経営改善に向けた取り組み、説明を頂きました。

本当に頑張って欲しいなと思います。

病院のことも何回か、質問させて頂いているんですけど、聞きながら、ちょっと自分の中で、ジレンマというか、地域住民のために自治体が病院を持って、一生懸命町民の安心な暮らしを守っているところがなんで今こんな苦しい思いをするんだっていうジレンマがありますけれども、現実として受け止めなければならないと思いますけれども、これからこの計画の中で、病院の経営改善に向けた取り組みが進められるということです、大いに期待をして、質問を終わらせて頂きます。

●議長

以上で、森岡議員の総括質問を終わります。

ここで1時00分まで昼食のため、休憩と致します。

(昼休憩)

(11時58分)

(5. 7番笹木議員の質問・答弁)

(11時58分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、総括質問を行います。

7番笹木議員。

(7番 登壇)

● 7 番

7 番笹木利津子です。

先の通告に従いまして、町政執行方針の中から、町長に 2 点質問をさせていただきます。

始めに、災害発生時における避難所運営について、お伺い致します。

昨年夏の台風・大雨災害は、全国各地に大規模な被害をもたらしました。

災害発生時には、災害対策基本法等に基づき、予防、応急、復旧・復興という、あらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されているところであります。

地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速、適切化等を定めており、さらに、多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することになっております。

昨年の熊本地震や台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員が関わったことにより、災害対応に支障をきたすケースがみられました。

国や県との連携や対口支援の受け入れなど、自治体職員は、特に初動期においては、多忙を極めます。

この間に、職員が様々な事情から避難所運営にあたってしまうと、被災者救助をはじめ災害復旧に重大な影響を及ぼしかねません。

そこで、奈井江町の避難所運営についてお伺い致します。

1 点目に、内閣府が公表している「避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針」には、「市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう分かりやすい手引き、マニュアルの整備が必要である」となっております。

近年の災害多発の状況に対し、早急に避難所運営マニュアルの作成にとりかかるべきではないかと考えます。

2 点目に、内閣府公表の「避難所運営ガイドライン」には「避難所生活は住民が主体となっていくべきもの」となっていますが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようなになっているのか。とりわけ、初動期の避難所にあっては、地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織を作ることが、大事であると考えます。

3 点目に、内閣府の「避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針」には、「地域住民も参加する訓練を実施すること」となっております。

避難所運営マニュアルに基づく、避難所設営の訓練の実施が出来ないかと考えます。

4 点目に、熊本地震では、最大 1 日 1, 400 名を超える他の自治体職員の派遣を受け入れました。

内閣府の避難所運営等の基本方針によると「被災者のニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする「避難所支援班」を組織し」とあります。

奈井江町として、避難所支援班をどのように組織され、災害時にはどのような動きとれるのか伺います。

5 点目に、昨年の台風 10 号で被災した岩泉町では、避難所運営マニュアルが整備さ

れていたにもかかわらず、役場職員が初動期の避難所運営に携わりました。

このことは、円滑な災害対応に影響を及ぼしかねないことであり、奈井江町においても、災害発生時の職員の動きを再度点検し、住民の安全確保を期すべきと思います。

以上、災害発生時における避難所運営について、町長にお伺い致します。

●議長

(13時03分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員の質問にお答えして参りたいと思います。

避難所運営マニュアルの作成について。

2つ目としては初動期の避難所の代表者について、3番目としては避難所設営の訓練実施について、4番目としては避難所支援班の組織化について、5つ目として災害発生時において職員の動きの点検についてとありますが、関連がありますので、1点目の避難所運営マニュアルの作成、2点目の初動期における避難所の代表者、3点目の避難所設営の訓練実施について、一括して答弁を致しますが、避難所の設営については、昨年8月、台風による大雨災害を経験したものの、避難所の開設を伴う人的被害はなく、昭和56年の大災害以来、災害対応を経験した職員が少なくなってきたことから、新年度において、避難所開設の運営手順等を確認するための訓練を実施して参ります。

次に、避難所の運営についてであります。先ほど、笹木議員が言われたとおり、災害時にあって、役場職員については、各班に分かれて、それぞれ災害対策にあたるため、内閣府の避難所運営ガイドラインにおいても、「避難所生活は、住民が主体となって行うべきもの」となっております。

しかしながら、これらについては、あらかじめ平常時に、地域住民が主体となって、避難者の中から代表者を選ぶこと、課題発生時の対処方法等、避難所内でのルールづくりを行っていくことが大切でございます。

共助の精神を育み、地域の主体的な活動を後押しする避難所運営マニュアルは、有用なものと認識しておりますが、作成までには、まだ時間が掛かるものと考えております。

先ほど申し上げました避難所設営訓練等への住民参加を行い、マニュアルづくりに繋がるよう、地域防災意識の高揚に努めて参りますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

4点目の避難所支援班の組織化についてでございますが、内閣府の避難所運営等の基本方針にある避難所支援班は、当町においては避難対策班が該当し、おもいやり課が担当致します。

この班では、自主防災組織やボランティアなどの協力を得ながら、住民の避難誘導や食料の供給、避難所の運営管理のほか、住民組織との連絡調整を所管し、健康ふれあい課が担当する救護班と連携し、災害対策にあたります。

最後に5点目の災害発生時における職員の動きの点検についてでございますが、今ほど、4点目の質問に答弁しましたとおり、職員が円滑に災害対応にあたるためには、地域防災計画において定めた災害対策に沿って行動することが大変重要でございます。

職員各位が、各班に定めた所管事項の再確認を行いまして、住民の安全安心に、着実に寄与して参りたいと考えているところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時07分)

7番笹木議員。

●7番

今町長から答弁を頂きまして、まずは、その訓練の実施もこれから先行っていきたいという点。

また、奈井江町においては、おもいやり課が担当して下さって、それなりの組織化がある程度されているという点、答弁として頂きました。

町長より今ほど答弁を頂いたんですけれども、昨年の夏のあの豪雨の際ですね、町の職員さんが本当に被害状況確認のために、大雨の中を町内の巡回に頑張っておっしゃったのは、私もあの時町内を回りながら、何度もすれ違って、見る中で、本当に頑張っておっしゃっている状況は目の当たりにさせて頂きました。

ただ、いつ、何が起こるか分からないのが自然災害だと思っております。

今日、提案させて頂いた、災害発生時における避難所運営については、町民の、先ほども町長おっしゃって下さいましたが、町民との共同、協力と理解、それと職員スタッフの頑張りがなければ、なかなか今日、提案させて頂いた5点も実施も難しいということ、私も十分認識をしているところであります。

ただ、今後、町民の安心・安全に直結する、私は施策だと、そのように考えておりますので、粘り強く、少々時間が掛かっても、実施に向けて検討して頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

●議長

(13時09分)

町長。

●町長

質問でございますが、おっしゃるとおりでございますして、住民が主体にならなければいけない。

若干時間を要しながら、確実に一歩ずつ、前進していきたい。

安全・安心のためにはと思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

●議長

(13時10分)

7 番笹木議員。

● 7 番

着実に本当に時間が掛かってでも実行して下さるという、只今の町長の答弁を頂きましたので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

次に、生活習慣病予防対策とがん検診について、お伺い致します。

私は以前一般質問の中で、町民がん検診の際、胃がん検診と合わせて、ピロリ菌の除菌検査の導入を提案させて頂きました。

新年度執行方針施策の中でピロリ菌検査の実施とあり、大変嬉しく思っているところであります。

毎年、およそ5万人の方が胃がんで亡くなっており、検査による早期発見や医療の進歩により、胃がんの発生率や死亡率は減少を続けておりますが、高齢者人口の増加に伴って、胃がんの死亡者数はむしろ増えてきております。

団魂の世代が胃がん発生ピークを迎える2020年過ぎには、胃がん患者死亡者数は7万人に達する可能性が高いと言われています。

我が国の大規模臨床試験により、ピロリ菌除菌が胃がんの発生を抑制することが明らかになり、平成23年12月参議院厚生委員会の審議で、ピロリ菌の除菌により胃がんが予防できるとし、検査・除菌の方法を検討するのと答弁がなされました。

胃がんを撲滅するためには、胃がんの大半がピロリ菌感染によって生じることを、町民の皆さんに理解して頂くことが重要だと考えておりますが、新年度より実施されるピロリ菌検査の要項について、お伺い致します。

また、あわせて糖尿病罹患者の増加に伴う重症化予防のための適切な受診勧奨、保健指導の強化とあります。

生活習慣病の横綱ともいえるのが高血圧・糖尿病ですが、特に、糖尿病は身体の異常に気が付かず、分かった時には重症化し、様々な病気の併発を起こす怖い病気です。

糖尿病はいくつかのタイプがあり、日本人の90%はⅡ型糖尿病と言われるもので、その大半が生活習慣によるとされております。

生活習慣の中でも、食生活が最大の要因であることは明らかであります、解りつつ、変えられないのが食生活の改善ではないでしょうか。

血糖値やヘモグロビンの数値など良く耳にしますし、血糖値の急激な上昇を抑えるための情報などが広がり、血糖値のコントロールについて関心が高まっていることが伺えます。

すなわち、言い換えると糖尿病の悩みを抱える町民が増えてきているのでしょうか。

いずれにしても、糖尿病の重症化を防ぐ取り組みに、大きな期待をしているところであります。

食品のGI値と血糖値の上昇との関連性や仕組みなどを広く周知・啓発をして頂きたいと思ひますし、又、重症化予防には、きめ細やかなアドバイスをはじめ、日常的なフ

オローも必要であると認識します。

町民の健康管理のため、最たる施策であると思いますので、マニュアルに沿ってどうか良い成果に繋がることを期待し、施策について、町長にお伺い致します。

●議長

(13時14分)

町長。

●町長

笹木議員の2点目の質問でございますが、質問内容については、生活習慣病予防とがん検診の推進についてでございますが、1つ目としては、ピロリ菌検査の実施要項について、2つ目としては、糖尿病罹患者の増加に伴う重症化予防のための適切な受診勧奨、保健指導の強化についてということでございますが、1点目のピロリ菌検査の実施要項についてでございますが、死亡原因の第1位である悪性新生物がんについては、今後の対策が全国的にも大きな課題となっておりますが、笹木議員の言われるとおり、胃がん発症要因の1つとして、ピロリ菌の感染がございまして、これを除菌することで発症の抑制に繋がることは、私もよく承知致しております。

私もしたもんですか、このことから、公民館で実施している胃がん検診の追加検査として、29年度より希望する方にピロリ菌検査を実施することに致しました。

検査の方法等については、まず採血検査を行いまして、陽性の場合に医療機関の受診、除菌等の治療に繋げていくものでございまして、検査の必要性を町民の皆さんに、積極的にお知らせ申し上げ、より多くの方が検査を受けて頂くよう努めて参りたいと思うところでございます。

2点目の糖尿病罹患者の重症化予防のための受診勧奨、保健指導の強化についてでございますが、全国的にも、糖尿病患者が増加する中において、本町においても、特定健診の結果から、血糖値のやや高い方の割合が徐々に増えている状況にあります。

この対策と致しまして、特定健診後の個別の事後相談、指導と共に、生活習慣病予防セミナーを開催するなど、食生活改善や運動の必要性など、具体的に情報提供する機会を増やし、重症化予防に取り組んでいるほか、町立病院では、北大からの医師派遣によりまして毎週木曜日、糖尿病専門医師によります外来診療を行い、専門的な見地から医療を提供しているところでございます。

また、厚生労働省では、28年3月に、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定致しまして、重症化するリスクの高い医療機関の未受診者、受診中断者に対し、受診勧奨や保健指導を行って治療に繋げると共に、通院患者で重症化するリスクの高い方に対しては、主治医と保健師が連携の上、保健指導を行い、腎不全、人工透析等への移行を防止することとしています。

本町においても、地元医歯会、医療保険者の協力のもと、このプログラムを基本と致しまして、実状に応じて柔軟に対応しながら、対象者の選定、関わり方など、具体的な進め方について協議を行い、より一層、糖尿病に対する重症化予防対策を強化して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 3 時 1 9 分)

7 番笹木議員。

●7 番

かつて、私、提案させて頂き、今、奈井江町で実施されている前立腺がん検診ですけれども、町の検診で、前立せんがんが早期に発見されて、手術、治療を経て、現在お元気に過ごされている実態があります。

私の周りにももう既に数名いるんですね。

そういうことで、この度のピロリ菌検査においても、胃がんの罹患者が少なくなるということは間違いないので、このことを本当に期待をさせて頂いてます。

是非、検査の啓蒙を、これに努力をして頂いて、1人でも多くの町民の方がピロリ菌検査をして頂くことを勧めて頂きたいですし、服薬治療、お薬を飲む、服薬治療ですので、出来れば、町立病院で治療をして頂きたいと考えております。

この点も町長に伺いたいと思います。

あと1点。

糖尿病の件でありますけれども、一般的によく糖尿病では死なないといわれるんですね。

ですから、他の重病に比べて、あんまり深刻に感じられないのがある意味糖尿病でもあるんじゃないかなと思います。

ですが、合併症が本当に怖いというのも、この糖尿病の本当に大変な部分であります。

重症化しないための受診、また、指導なども、いえざっくりした周知だけでは難しいんだと思うんですね、この糖尿病を罹患者、重症患者を減らすという部分では。

小まめな対話、指導が本当にここの指導が重視されると思いますけれども、ここは、保健師さんの頑張りどころじゃないかなと、こういうふうに感じています。

この点、今の先ほどのピロリ菌と合わせて、町長のご見解があれば、伺います。

●議長

(1 3 時 2 1 分)

町長。

●町長

ピロリ菌については、笹木議員のおっしゃるとおりでございまして、がんの発生の殆どですから、それをいかに予防するかという点で、町民に知って頂くという努力をなお一層続けていきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

糖尿病だけでは死なないと、合併症が大変であるということで、その通りでございまして、私共としても、そういう事例を聞きながら、町民に知らせていくことを情報を知らせるということをしっかりやっていきたいと、こういうふうに思っております。

それから今一つは、町立病院の診療ということでもありますから、出来るだけ町立病院でやっていきたい、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

保健師がより頑張ってもらえるということでございますが、その通りでございまして、保健師さんが一生懸命頑張っておりますし、より一層頑張るように、環境をつくるのが私どもの指導だと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 3 時 2 3 分)

7 番笹木議員。

●7 番

町長には、再質問までご答弁を頂きましたけれども、町民の皆さんの健康管理を担って、施策の成果を本当に期待をしまして、質問を終わらせて頂きます。

●議長

以上で、笹木議員の総括質問を終わります。

(1 3 時 2 3 分)

(6 . 5 番三浦議員の質問・答弁)

(1 3 時 2 4 分)

●議長

5 番三浦議員。

(5 番 登壇)

●5 番

本日は、教育長に1問、町長に2問質問致します。

まず初めに、全国学力・学習状況調査について3点、教育長に質問致します。

1つ目として、毎年4月に全国学力・学習状況調査が実施され、例年、広報ないえの2月号に、その結果概要が掲載されています。

これですけれども。

児童生徒を対象に学力に関わる「教科に関する調査」と、生活習慣や家庭学習状況などに関する「児童生徒質問紙調査」、また、各学校が回答する「学校質問紙調査」で構成されているということですが、広報ないえで報告されるのは「教科に関する調査」と「児童生徒質問紙調査」についてです。

「教科に関する調査」については、全国や全道の平均と比べて上回るとか、下回るとかという記述になっており、生活習慣や家庭学習状況については、適切な睡眠時間と朝食、それからゲームをする時間やテレビを見ている時間など生活習慣、また、家庭で授

業の予習をしているかなどについて、全道の平均と比較した結果が記載され、最後に、この調査結果を踏まえて、家庭への協力の呼びかけという形で、広報ないえの誌面はまとめられています。

そこで、各種のテストや調査というのは、その対象者の実態を掴み、改善の道筋をつけるためになされるものだと思います。

教育委員会としては、この毎年行われる全国学力・学習状況調査の結果を、どのように分析・検討し、教育方針に生かしているか質問致します。

2点目に、落ち着いて家庭学習に向かえる環境や、小さい頃から塾などに通える条件があるかどうかなど、「教科に関する調査」結果が、家庭の経済状況に左右されがちだといわれております。

いわゆる「貧困」が、学力格差に繋がらないようにという取り組みが全国的に進められていますが、奈井江町では、これが、どのような取り組みがなされているか、質問します。

3点目に、毎年、広報ないえの報告誌面を、子供たちやその家族、また町民はどのような気持ちで読んでいるのかなと、いつも考えます。

私は、議会として、毎年小中学校訪問や学校行事に招待され、子供たちの頑張りの先生たちの授業改善の取り組みを見ることが出来ますし、保護者の皆さんが子供たちの成長に心を砕いているのも見聞きしています。

それでも、毎年、全国や全道平均に比べて「同程度」とか「やや下回る」などの結果だけを見ると、切なくなります。

この評価は総体的評価になっているので、どんなに頑張っても他の学校が同じように頑張れば、評価が上がることはありません。

そこで、例えば、この誌面の作り方なんですけれども、子供たちが受けている国語の問題の1例を示すとか、算数の応用問題を紹介して、「応用問題は計算の前にまず問題を読む力が必要なんです」、だから家庭でも子供といっぱいおしゃべりして下さいというような記述があれば、それを元に、家庭や隣近所の子供たちに、声をかけることも出来るのではないかと思います。

折角、毎年、報告するのでしたら、誌面の中でも子供や家庭のやる気を引き出し、できたら、町民の教育に関する関心も喚起するような工夫をして頂けないかなと思います。

以上、3つの点について質問致します。

●議長

(13時29分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今、三浦議員よりご質問ございました全国学力・学習状況調査に関しましてのご質

問にお答えを申し上げます。

まず1点目の全国学力学習状況調査結果を教育方針へどう活かしていくかについてでございます。

今年度の結果において、本町では、特に、小学生に課題があるものというふうに認識をさせて頂いております。

小学生では、国語の基礎問題、応用問題とも「読むこと」が得意で基礎問題は全国平均を超えております。

また、算数応用問題の図形では、全道と同程度となっておりますが、他の領域においては、いずれも全国・全道と比べまして低い結果となっております。

その要因と致しましては、生活状況調査の結果にもありますとおり、本町の子供たちは、宿題はよくやっておりますが、自分で計画をし予習・復習する子供の割合が、全国・全道に比べまして非常に低い数値となっているところでございます。

このようなことから、教育委員会と致しましては、子供たちの学習意欲を向上させることが重要というふうに考えております。

まずは、漢字検定の実施をはじめ、チャレンジテストを児童館などに置くなど致しまして、まずは子供たちが進んでチャレンジをしてもらおうと取り組んでいるところでございます。

更には、家庭学習の定着を目指しまして、放課後学習支援も本年度より実施を、小学校内でございますけれども、実施をさせて頂いております。

また、子供たちに直接、指導する教職員の資質向上もまた重要と考えております。

教育委員会職員とともに、研修目的を設定致しました先進地視察も現在実施をしております。

その研修成果を踏まえまして、小学校では、授業の初めに、めあて・ねらい等の目標を示しまして、分かりやすい授業を進めるなどの授業改善に取り組んでおりまして、徐々にではございますが、確実にその成果が表れているというふうに感じております。

次に、2点目の保護者の収入により学力格差とならないための取り組みということでございますが、保護者の収入により学力格差が生じるということは、報道等によりまして、認識もさせて頂いているところでございます。

教育委員会と致しましては、奈井江町の子供たちには、同じ教育環境を提供することが大切というふうに考えております。

そのようなことから、経済的に困難な家庭に対しましては、就学援助を行うなど、子供たちが等しく教育が受けられますよう、必要な支援を行っているところでございます。

学習の場と致しましては、今ほど申し上げました「放課後学習支援」をはじめ、長期休業中には、生活リズムを崩さないよう「朝活事業」も、現在実施をしております。

一人でも多くの子供たちに参加してもらい、学習意欲の向上に繋げて欲しいというふうに考えております。

ただここで、私共の取り組みではございませんが、貧困の連鎖を防ぐためという目的で、~~空知教育局~~（訂正：空知振興局）の生活保護係が、町内で実施をしております生活困窮世帯等への学習支援事業について、若干ご紹介をさせて頂きたいと思っております。

道内のＮＰＯ法人が実施主体となりまして、小学校高学年から高校生を対象に、町内で学習支援を行っております。

現在の受講者は、小学校６年生から中学生、高校生合わせまして６名の児童生徒が受講しているというふうにお聞きをしております。

支援内容につきましては、支援員が月２回程度の家庭訪問による学習支援をはじめ、プリント等の送り合いをする通信型、または、夏休み、冬休み等の長期休業中を活用した支援を行っているというふうにお聞きもしております。

現在６名の児童生徒が受講しているということでございます。

子供たちがこの制度を活用致しまして、前向きに勉学に励んでいることを本当に大変嬉しく思っているところでございます。

３点目の広報の紙面づくりについてでございますが、三浦議員のご提言も十二分に参考にさせて頂きながら、私共の大きな課題の１つでもございます家庭学習の向上に繋がるような紙面構成も含めまして、今一度、検証、検討して参りたいと考えてございます。

いずれに致しましても、本町の子供たちの「生きる力」を育むため、学習環境を最善のものとするよう、今後とも努力して参りたいと考えてございますのでご理解のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時35分)

５番三浦議員。

●５番

今ほどの３点についての答弁ありがとうございます。

ＮＨＫスペシャルの中で、見えにくい子供の貧困という番組がありまして、たまたま私は見たんですけれども、例えば、高校生が２つ３つアルバイトを掛け持ちして、学校が終わったら走って行って、コンビニでアルバイトをして、土日はファミリーレストランのような所で朝から晩まで働いている。

それで進学のためのお金を貯めているんだという女の子が出てきていたり、それから小学生の高学年ぐらいかなと思うんですけれども、女の子がお母さんがいくつも仕事を持って、夜も働きに行くという中で、学校から帰ってきたら、家事は全部その女の子がやる。

さあ寝ようかなという時に、お母さんが夜の仕事に出ていく。

で、おもちゃみたいなウサギみたいなものを持ちながら、それを抱いて、やっぱり寂しいというふうに言いながら寝ているというような、そういう番組の内容でした。

子供の貧困が見えづらいというのは、そういう子供たちであっても、スマホは持っている。

みんなとの付き合いに関わる場所は、無理してでも購入しているので、見えづらいんだけど、実はというようなことが全国的に起こっていますという内容だったんですけれども、そういうことが奈井江の中でないとは言えないと思うんですね。

ですから、今ほどの奈井江町の取り組み、特に私は就学援助については、本当になんていうんでしょう、町として、ちょっとしなくてもいいというような、ちょっとさぼれるようなところが、きちんとやって頂いているというところは本当に素晴らしいなというふうに思っております。

ただ、子ども権利条約の中で、子供にとって大事なものは、子供時代にしか出来ないことを十分に楽しむことが子供の権利なんだというふうに言われてます。

その点で、日本の子供たちは、学校の勉強終わったら塾に行く。

いつも勉強に追われてるといふようなところが、世界の中から見ると、ちょっと子供らしい楽しみを削がれるという、そういうようなことが懸念されているということが言われてます。

それで私は、この学力テストの平均点が1点、2点低いか高いかということは、問題にしなくていいというわけではないんですけれども、そこに目を奪われると、例えば奈井江町は小学生も、中学生も、人数が少ないので、その集団の質によって平均点がすごく上下すると思うんですね。

そういうことも考慮したら、1点や2点ではなくて、やっぱり大きく構えて、奈井江の子供たちが本当に力つけて、社会に出ていけるということを考えると、やっぱり、自己肯定感というんですか、自分は自分なりに頑張っているなと、テストが1点2点低いかもしれないけれども、頑張っているなという、そういう思いを持って、社会に出ていくということが大切ではないかなというふうに思うんです。

そこで、再質問といいますか、そののちをちょっと確認しておきたいんですけれども、教育長におかれましても、1点2点でないんだと。

やっぱり子供が充実した生活、学習の面でも充実して学習が受けられるということの方が大事なんだという点では、思い一致して頂けるのかどうかというところをお願いします。

●議長

(13時39分)

教育長。

●教育長

再質問のお答えを申し上げたいと思いますけれども、まず今、三浦議員おっしゃるように、1点2点に一喜一憂するというのは全くございません。

というのは、その年の学年によっても、それは左右されますし、テストの内容によってもこれも左右されます。

これについては、私共、本当に全国学力テストにつきましては、小学生6年生だけですし、中学生3年生だけのテストでございます。

それも、国語と算数、もしくは数学、場合によっては理科、限られた状況の中でさせて頂いておりますので、先ほど言いましたように、それをもって学校を評価するだとか、順位をつけるだとか、そういったものは一切考えておりません。

ただ、先ほどご答弁をさせて頂きましたとおり、それを1つの大きな材料の1つとし

て、検証させて頂いて、先ほど申し上げましたように、授業改善とかそれから家庭学習の改善等に十分に生かしていきたいという考えでございますので、なにとぞご理解を頂きたいと思います。

●議長

(13時41分)

5番三浦議員。

●5番

教育の問題については、すごく国民の関心も高いことなので、子供たちの出した結果が大きく広がってしまうという面もあると思うんですね。

ですから、子供たちが自己肯定感を持て、そして、保護者も町民もみんなで子供たちを励ますような、そういう奈井江町になっていった欲しい、そのための教育行政が、更に進むことを期待致しまして、この質問については、終わりたいと思います。

次に、新たな地域包括ケア、トータルサポートシステムと町内会単位の助け合い活動の位置づけについて、町長に質問致します。

高齢化が急速に進む中、医療や介護を取り巻く厳しい状況を打開すべく、2つの介護保険施設を社会福祉法人に移管し、新たな地域包括ケア、トータルサポートシステムの再構築と実践に取り組むとの方針が出されました。

一方、2011年の東日本大震災を契機に「災害時要援護者登録制度」の実施に踏み出し、さらに、2013年には「高齢者や障がいのある人に対する地域での助け合い体制の活性化等を支援するための制度構築に着手する」という新たな方針が出され、「高齢者等支え愛条例」に結実しました。

この、町内会単位の助け合い活動と、この度提起されている新たな地域包括ケアが連携して進むことが望ましいと考えますが、このあたりのそれぞれの位置づけについて質問致します。

●議長

(13時43分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えしていきたいと思いますが、新たな地域包括ケア、トータルサポートシステムの再構築の中で、従来の町内会単位の要支援助け合い活動がどのように位置付けられているかということでございますが、これからの高齢社会に向けて、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けるには、在宅、施設の介護サービスの充実と共に、地域における生活支援体制をこれからどう整備しながら、全町的な包括ケアを構築していくかが大変重要となります。

このため、27年度より社会福祉協議会に生活支援コーディネーター業務を委託した

中で、住民同士の互助の意識を高めるとともに、住民自らの支え合い活動に結び付けることが出来るか、包括支援センターとともに定期的に協議を重ねているところではありますが、合わせて、町内の関係事業所、老人クラブ、小地域ネットワーク、社会福祉協議会、行政等により構成する「住民支え愛推進会議」を開催致しまして、それぞれが取り組んでいる生活支援サービスの現状や課題などを話し合いながら、地域での支え合い活動について、今後どうすべきかを協議しています。

このようなことから、ご質問の町内会単位の助け合い活動については、これからの地域包括ケアを推進する上で、大変重要な位置付けでありまして、各行政区における小地域ネットワーク活動を中心としながら、住民の皆さんが、できる範囲で活動できることを基本に、共に支え合う地域づくりを目指していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 3 時 4 6 分)

5 番三浦議員。

●5 番

この度の民間への介護保険施設の移管に関して、特別委員会の中で、色々図面とか図表とかを見させて頂いたんですけれども、今、私が言ったことがどこに入るのかなというのと、何かあんまり大きい位置づけではないなというふうに思ったりもするんですけれども、実際に、民間の福祉法人ですか、を交えて、この後、どういうふうに動き出すのかというのが、まだ私たち町民には全く見えてませんので、そこらへんに対する不安といますか、どうなるんだろうというような、気持ちが強いということは、あると思うんです。

それで、今まで、小地域ネットワークの中心を担っているというのか、町内会単位というと、奈井江の私が住んでいるところでは、助け合いチームというふうに言ってますけれども、そのチームの会長さんやられている方が、要支援の名簿を町から預かってきたんだということで、それを町内会の地図に落として、どこにどんな人がいて、このところは、時々訪ねていかなければならないなというようなことを検討しているんですね。

そして、町内の民生委員の方とそれから区長さんなども含めて、こつこつと実践を始めているわけです。

そういう方たちのことを今後、どういうふうにその力を、引き出していったらいいのかということを、強く町の方にもお願いしたいというふうに思っているわけです。

あと、もう1つは、3月8日というのが、国際女性デーということで、世界的で、女性の色々な集会や学習会とかが行われたんですけれども、この近辺でそういうのが行われたところで、私が知っている範囲なんですけれども、滝川とか赤平とか深川で学習講演会みたいなことが行われたんですけれども、テーマが、終活について、どうやって葬式を迎えるかでみたいな、そういう葬儀屋さんに来てもらってお話を聞くとか、それか

ら、介護について、市の担当の方に来てもらって、お話をしてもらおうとか、そういうことに、結局集中していくんだなということが分かったんですね。

だから、今、女性だけでないと思うんですけども、介護について、どうなっていくのか、それから介護が、市や町でどういうふうな仕組みになっているのかというのを、知りたいという要求がすごく強いと思うんです。

つい最近も町内のある女性のサークルの方たちが、町の保健師さんに来て頂いて、奈井江の認知症の対策についてお話を頂いた。

すごく分かりやすく、認知症になりづらい脳トレーニングというんですが、そのことも聞いて、すごくためになったっていうふうにお話していたんですけども、そういうことが、すごくこれからは大切になっていくんじゃないかなと思うんですね。

ですから、地域包括ケアで、トータルサポートシステムで、行政とかそれから社会福祉法人の方が、やることと、それから、やっぱり小さいことなんだけれども、町内会単位みたいなところで、お互いに面倒みあう、そういう活動とが上手くかみ合っていけば、不安が少しずつでも解消出来るんじゃないかと思うんですね。

そういう点で、町内会単位のそういう活動をもっともっと利用して欲しいというふうに思っているんですけども、その点について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

●議長

(13時51分)

町長。

●町長

今、三浦議員のお話でございますが、色々とお見解がありますけれども、まずは、自立機能をどう活かしていくかということが、お互い助け合いも当然ですが、お互い助け合いの中で、自立をどう促していくかということを、お互いに意識し合いながら、計画していく、人生計画をサポートしていきたいというふうに、出来るだけ、こういうふうに思っております。

いずれに致しましても、自立機能をどう立て直していくかということが、ただ、助ければいいと、ただ援助すればいいということではなく、お互いに、自立をどう促していくかという助け合いといいますか、協力し合いをしていくための、色々なネットワークであり、トータルサポートシステム、今、三浦議員のおっしゃるように、全く同じ性格でございますから、そういう面で地域とどうネットワークシステムと繋がっていくかということが大切だと、こういうふうに思っておりますから、どう自立を促していくために、どうすればいいか、ということが、欠けていたのは、今までの介護施設、介護運営でないかと。

ただ助ければいい、ただ手伝えばいい、というばかりでなく、自立をどう促していくかということを、これから全体的に作り上げていかなければいけないのではないかと、こんな思いを致しておりますので、そういう意味では、サポート活動と合わせて、地域ネットワークチームと連携しあいながら、一つの活動として深めていかなければいけない、

こういうふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。
以上です。

●議長

(1 3 時 5 3 分)

5 番三浦議員。

●5 番

自立を促すということで、町内の活動においても、お助けしますだけでなく、やっぱり一人ひとり参加してもらいながら、そういうことが進められればいいのかなというふうに思いました。

特に、この度の介護施設の民間委託については、町民の中にやっぱり戸惑いとか不安が沢山あります。

民間の社会福祉法人を含めて、町民一人一人が受け身でなくて、意見も言うけれども、自分も率先して、そういうことに参加していくということが、もっともっと進められることを期待致しまして、この質問を終わりたいと思います。

最後に、公園の里親制度について質問致します。

公園の整備につきましては、第6期まちづくり計画に沿って進められておりますが、町民ボランティアによる公園管理を支援する公園の里親制度の検討についても、まちづくり計画の町民との共同の景観づくりに沿って、提案されたものかと思っております。

公園のあり方について、住民の意見を聞き、住民と一緒に考え、汗を流すことには賛成ですが、なにぶん少子高齢化の中で、どこまで出来るか心配な点が多々あります。

実際には、町内会の役員のなり手がなかなかないとか、それも現実です。

ですから、そういう町内の方たちに、どういうふうにアプローチしていくのか、工夫が必要だと思うんですけども、この公園の里親制度の概要と、住民に話をしていく時に、どんな手順で進めていくのか、予定をお聞きします。

●議長

(1 3 時 5 6 分)

町長。

●町長

三浦議員の3点目の質問でございますが、公園の里親制度について、1点目は、公園の里親制度とはどのようなものか、2つ目と致しまして、どのような手順で検討し、実施に結び付けるのかということでございますが、公園の里親制度とは、住民の皆さんと行政とが、互いに役割を分担しあいながら、両者のパートナーシップのもと、公園の美化と活用を進める新しい取り組みでございます。

町で管理している各行政区の公園、遊園地等を、住民や事業者等の団体が、清掃および草刈りなど、自発的ボランティアで行って頂き、町と参加団体との間で、役割分担などの活動事項を協議して合意書を取り交わします。

町の支援と致しましては、年間の活動計画を提出して頂き、必要な軍手やタオル、ご

み袋の支給、草刈り機の貸し出しなどを行うほか、ボランティア活動中の事故により与えた損害補償と、ボランティア自身の障害を包括的に補償するためのボランティア保険に加入することなどを考えております。

次に、どのような手順で検討し、実施に結び付けていくかについてでございますが、一部の町民の方々には、既にボランティアで草刈り等を行って頂いている中、どうしたら他の地域でも、継続的に活動して頂けるのかを検討し、公園里親制度を制度化して参りたいと考えております。

町のホームページや広報等で積極的に周知を行って参りたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(1 3 時 5 8 分)

5 番三浦議員。

●5 番

公園の里親制度の中身については分かりました。

それで、進め方なんですけれども、町内会の役員が決まらないとか、それから老人クラブの役員も決まらない、民生委員に次になる人が決まらないとか、そういうことが常にどこかここかで起こっているような状況の中で、町内会で話し合っていてというふうになると、更に負担を感じる役員の方たちがいるんじゃないかなというふうに考えるわけですね。

ですから、町内会で話し合ったださいってということではなくて、少し、動きが出るまでの間だけでも、役場の担当の方たちが一緒に検討の輪の中に入って頂ければ、少しは町内会の役員の方たちが気楽に進めていけるのかなというふうに思いますが、その辺り、いかがでしょうか。

●議長

(1 3 時 5 9 分)

町長。

●町長

今、三浦議員のおっしゃるとおりですね、なかなか全町的に、老人クラブの会長のなり手がいないとか、区長の会長のなり手がいない、また、中心的な民生委員だとか、そういうことのなり手がいない、私ども承知致しております。

したがって、これをどう掘り起こしていくかと、みんな意識してもらうかということで、お互いに広報活動を通じながら、それぞれやっていかなければいけないと思いますが、同時に今の案と致しまして、役場の職員も地域に入って、そして、輪の中に入って、活動を広めてという提案がございましたが、全くそのとおりでございまして、私どもも含めて、役場の職員も含めて、地域に出て行って、その中で、どう立ち上げていくか、相談にのると、牽引するということも含めて考えていきたい、こういうふうに思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

●議長

(1 4 時 0 1 分)

5 番三浦議員。

●5 番

今の答弁で少し安心致しました。

公園が整備されて、緑が綺麗で、芝の草丈もこんなんでなくて、これぐらいで、そういう公園が身近にあるということは、心が和むことですので、是非、全町がそういうふうになって行って欲しいなというふうに思ってますけれども、そういうことを目指して、町の職員の方たちと一緒に、私たち住民も頑張っていかなければならないなというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

●議長

以上で、総括質問を終わります。

(1 4 時 0 1 分)

閉会

●議長

おはかりします。

議案調査及び予算審査特別委員会開催のため、3月11日から16日までの6日間を、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月11日から16日までの6日間を、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日は、これで散会とします。

なお、17日は、午前10時00分より会議を再開します。

本日はまことにご苦労さまでした。

(1 4 時 0 2 分)

平成29年第1回奈井江町議会定例会

平成29年3月17日（金曜日）

午前9時57分開会

○ 議事日程（第4号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第14号 奈井江町税条例等の一部を改正する条例
 - 議案第15号 奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第20号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第 8号 平成29年度奈井江町一般会計予算について
 - 議案第 9号 平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
 - 議案第10号 平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第11号 平成29年度奈井江町下水道事業会計予算について
 - 議案第12号 平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第 3 議案第18号 奈井江町屋内体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第 4 議案第32号 公の施設に係る指定管理者の指定について
（ないえ温泉施設、奈井江町農業構造改善センター）
- 第 5 議案第31号 平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第13号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第16号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第17号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第19号 奈井江町個人情報保護条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 請願第 1号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める」意見書の採択を求める請願書
 - 請願第 2号 「介護保険制度の見直しを求める」意見書の採択を求める請願書
- 第12 意見案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書
- 第13 意見案第2号 介護保険制度の見直しを求める意見
- 第14 会議案第1号 議員の派遣承認について
- 第15 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について

- 第 1 6 調査第 2 号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
第 1 7 調査第 3 号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○ 出席議員（9 名）

1 番	大 関 光 敏	2 番	竹 森 毅
3 番	遠 藤 共 子	4 番	石 川 正 人
5 番	三 浦 き み 子	6 番	森 岡 新 二
7 番	笹 木 利 津 子	8 番	大 矢 雅 史
9 番	森 山 務		

○ 欠席議員 なし

○ 地方自治法第 1 2 1 条により出席した者の氏名（1 6 名）

町	長	北 良 治
副 町	長	相 澤 公
教 育	長	萬 博 文
会 計 管 理 者		篠 田 茂 美
ふるさと振興参事		碓 井 直 樹
健康ふれあい参事		小 澤 敏 博
まちづくり課長		馬 場 和 浩
くらしと財務課長		小 澤 克 則
おもいやり課長		松 本 正 志
ふるさと商工課長		横 山 誠
ふるさと創生課長		石 塚 俊 也
ふるさと農政課長		辻 脇 泰 弘
やすらぎの家施設長		表 久 義
教 育 次 長		山 崎 静
町立病院事務長		杉 野 和 博
代表監査委員		中 野 浩 二

○欠席した者の氏名（１名）

ま ち な み 課 長 大 津 一 由

○ 職務のために出席した者の職氏名（２名）

議 会 事 務 局 長 岩 口 茂

議 会 庶 務 係 長 東 藤 美妃代

（９時５７分）

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

第１回定例会最終日となりますが、出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員９名で定足数に達していますので、会議を再開します。

日程第１ 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定により、４番石川議員、５番三浦議員を指名致します。

日程第２ ８議案一括報告

●議長

日程第2

議案第14号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」

議案第15号「奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」

議案第20号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議案第8号「平成29年度奈井江町一般会計予算について」

議案第9号「平成29年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第10号「平成29年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第11号「平成29年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第12号「平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

以上、8議案を一括議題とします。

8議案については、予算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

（審査報告書）朗読

●議長

（10時01分）

予算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

予算審査特別委員長、8番大矢議員。

（8番 登壇）

●8番

皆さん、おはようございます。

それでは、私より報告させていただきます。

平成29年度予算審査特別委員会のご報告を申し上げます。

一部を省略して、ご報告申し上げます。

最初に結論から申し上げますと、今ほど事務局長から報告あったとおり、全8議案については、いずれも原案通り全会一致をもって可決されました。

それでは、主だった会計の意見要望を申し上げます。

「一般会計」では、1点目として「地域公共交通」についてであります。

本格運行以降、各団体や利用者のニーズを把握しながら運行ルート改正などが行われ、本町公共交通の維持・確保、利便性の向上等の取り組みが図られています。

今後も、利用状況を的確に捉え、全町的な町民の足として一層の定着、利便性が高まるよう努力願いたい。

2点目として「移住・定住対策」についてであります。

人口減少・少子高齢化が進行する中、移住・定住対策は創生総合戦略の大きな柱の一つでもあります。

住宅関連支援や子育て支援など、大幅に充実した総合的な対策について、町内外から高い評価を得ていることは、大変喜ばしいところであります。

実施から3年目となり、各種事業の推進により、更なる移住・定住の促進が図られるよう努力願いたい。

3点目として「老人・障がい者入浴券」についてであります。

ないえ温泉施設の営業再開に当たり、引きこもり防止や健康増進、更には町民の交流の場となるなど、多くの利用が見込まれます。

平成28年度の入浴券を29年度に限り、引き続き利用可能とすることに、その趣旨など十分な説明や周知に努めていただきたい。

4点目として「認定こども園」についてであります。

認定こども園の保育料では、これまで多子世帯や年齢に応じた軽減措置が図られ、その成果が着実に表れていることを評価するところであります。

今後、国・道の保育料軽減対策が見込まれますが、奈井江町として安心して子育てができる環境づくり、独自の支援策が充実されることを望むものであります。

5点目として「地域包括ケアの推進」についてであります。

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるために、高齢者の暮らしや家族を地域全体でサポートする体制づくりが進められます。

地域包括支援センターが拠点となり、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、奈井江町にふさわしい在宅生活を支える仕組みが重要であり、全町的な支え合いネットワークづくりとなるよう期待するところであります。

6点目として「地域交流センター、ないえ温泉施設」についてであります。

地域交流センターは、大規模改修3年計画の最終年度となり、一定の整備が図られます。

近年利用者が減少傾向にある中、指定管理者とともに、道の駅として利用のしやすさ、魅力ある施設づくりに努力願いたい。

ないえ温泉施設は、新たな指定管理者により、本年秋の営業を目指し取り組みが進められています。

ないえ温泉の理念であります、町民の保養と健康増進、貴重な観光資源として、より多くの利用者に満足いただける施設となるよう、大いに期待するものであります。

7点目として「教育の充実」についてであります。

児童・生徒が減少する中、町独自の少人数学級編成など特色ある教育施策に取り組まれていることは、大いに評価するところであります。

快適に学ぶための学習環境の整備、教職員の資質向上、学習規律の徹底など、子ども達の基礎学力の向上、学習習慣の定着が図られるよう願うものであります。

次に、「国民健康保険事業会計」についてであります。

国民健康保険の財政運営の責任主体が、平成30年度から都道府県への移行が実施さ

れます。

新制度への円滑な移行に向け、標準保険料率等を参考とした保険料算定の検討など、引き続き効率的かつ健全な運営に努めていただきたい。

次に、「町立国保病院事業会計」についてであります。

地域の安定した医療体制、病診連携の推進など、経営改革に努力されていることに敬意を表するところであります。

近年の病院経営では、医療需要の変化や患者数の減少に加え診療報酬の改定など、依然として厳しい経営環境にあり、一般会計の負担増も懸念されているところです。

町立病院は地域医療に重要な役割をはたしており、新たに策定される病院改革プランにおいても、地域における必要な医療体制を確保するとともに、経営の効率化など、病院事業の更なる健全化に向け努力願いたい。

以上が、予算審査特別委員会で付託された案件の審査の概要であります。

委員会審査において出されました意見要望も含めて充分検討され、事業遂行にあたっていただきたい。

以上、予算審査特別委員会のご報告と致します。

議案第 1 4 号の討論・採決

(1 0 時 0 6 分)

●議長

議案第 1 4 号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 1 4 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 15 号の討論・採決

(10 時 07 分)

●議長

議案第 15 号「奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 15 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 20 号の討論・採決

(10 時 08 分)

●議長

議案第 20 号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 20 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 8 号の討論・採決

(1 0 時 0 8 分)

●議長

議案第 8 号「平成 2 9 年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 8 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 9 号の討論・採決

(1 0 時 0 8 分)

●議長

議案第 9 号「平成 2 9 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 9 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１０号の討論・採決

(１０時０９分)

●議長

議案第１０号「平成２９年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１０号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第１１号の討論・採決

(１０時０９分)

●議長

議案第１１号「平成２９年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１１号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 1 2 号の討論・採決

(1 0 時 1 0 分)

●議長

議案第 1 2 号「平成 2 9 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 1 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 1 8 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 0 時 1 0 分)

●議長

日程第 3、議案第 1 8 号「奈井江町屋内体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

皆さん、おはようございます。

定例会最終日出席大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書NO2、142頁をご覧ください。

議案第18号「奈井江町屋内体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」

奈井江町屋内体育センターの設置及び管理に関する条例は廃止をする。

平成29年3月3日提出、奈井江町長。

本案につきましては、公共施設総合管理計画におけます利用実態、住民意向調査、また老朽化の状況等々を勘案した中で、奈井江町の屋内体育センターを廃止とするため、本条例を廃止とするものでございます。

なお、附則をご覧頂きたいと思いますが、附則において施行日を平成29年4月1日と定めるとともに、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例及び奈井江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例においても、屋内体育センターに関わる文言等々について削除するものでございます。

以上、廃止をする条例の概要について説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

本案は、地方自治法第244条の2第2項の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の3分の2以上の同意を必要と致します。

また、この場合は、議長も表決権を有します。

表決権を有する只今の出席議員数は9名であります。

これより、議案第18号を起立により採決致します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

(起立)

●議長

ご着席下さい。

起立９名であります。

議案第１８号は、３分の２以上の賛成者がありましたので、原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第３２号の上程・説明・質疑・討論・採決

（１０時１３分）

●議長

日程第４、議案第３２号「公の施設に係る指定管理者の指定について（ないえ温泉施設、奈井江町農業構造改善センター）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書の追加ＮＯ２の１７６頁をご覧ください。

議案第３２号「公の施設に係る指定管理者の指定について」

地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。

平成２９年３月１７日提出、奈井江町長。

本案につきましては、昨年９月から休館をしてございますないえ温泉施設等について大規模改修を行うとともに、民間事業者による指定管理を行い再開しようとするものでございます。

記として、（１）指定管理者の名称であります、伊達観光・新篠津開発共同企業体。

（２）所在地は、石狩郡新篠津村第４５線北２番地。

（３）代表者は、伊達観光開発株式会社、代表取締役、清本茂氏であります。

２と致しまして、管理を行わせる施設については、ないえ温泉施設及び奈井江町農業構造改善センター。

３として、管理を行わせる期間であります、平成２９年１０月１日から平成３４年９月３１日までであります。

４の管理業務の範囲、及び５の利用料金に関する事項については、議案書記載のとおりでございますが、この後、担当課長より議案の概要について説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

改めまして、第1回定例会ご出席、お疲れさまでございます。

それでは、ないえ温泉施設等の指定管理者の指定に係ります選定の経過、選定に係る評価項目・配点・審査の視点、提出されました団体の計画等につきまして、定例会資料によりご説明申し上げます

追加資料NO4の資料37の90頁をお開き下さい。

ないえ温泉施設等指定管理者の候補者の選定経過について記載しているところでございますが、平成29年2月8日に公募を開始致しまして、現地を含む説明会を経て、2月24日に公募を締め切ったところ、町外より3団体からの申し込みがあったところでございます。

2月28日には選定委員会を開催し、公募結果及び申込資格の確認結果、また、全ての団体について第2次審査であります、プレゼンテーション及び聴き取り調査を行うことを決定し、3月2日にはプレゼンテーション及び聴き取り調査を実施しております。

3月7日に選定委員会を開催し、公募に際して各団体から提案されました事業計画及び収支計画、さらにはプレゼンテーション等の内容を踏まえて、資料91頁、次頁になりますが、別紙1にありますとおり、評価項目、配点及び審査の視点に基づき、選定委員会の14名の委員が採点を行い、総得点の平均点が最も高かった団体であります「伊達観光・新篠津開発共同企業体」を、指定管理者となる候補者として選定したところでございます。

各団体の提案内容につきましては、資料95頁の別紙2が、事業計画、また、資料145頁の別紙3が管理費用の提案額、資料147頁の別紙4が採点結果となっております。

事業計画の提案内容と致しまして、伊達観光・新篠津開発共同企業体につきまして、資料95頁から112頁になりますが、経費節減だけではなく、集客に力を入れていくことで経費の節減、施設の魅力づくり、サービスの向上を図るという基本姿勢を持つとともに、自己資金による施設の改修や、グループ全体として年間1千万円の広告宣伝費の支出といった、グループとして施設、加えて、奈井江町に積極的に貢献していくという姿勢を打ち出しているところでございます。

これらにつきましては、資料100頁以下にございますが、共同企業体としての事業理念、運営計画の基本方針、運営の改善を図る方策が具体的に示されているところでございます。

入浴客ばかりではなく、宿泊や宴会、レストランの利用客を増加させることによりまして、5年目には町が支出する管理費用を除いても黒字化できるまで持っていきたいとの考えを明らかにしているところでございます。

資料145頁、別紙3、各団体の管理費用の提案額をご覧願います。

この頁は、5年間の収支の総額を表しております。

町の積算額1億1,905万円に対しまして、伊達観光・新篠津開発共同企業体が1億55万5千円となっております。

各年目ごとの額につきましては、次頁記載のとおりとなっておりますのでございます。

審査を経た採点結果が、資料１４７頁、最後の頁になりますが、別紙４にあります採点結果となっておりますのでございます。

１４名の選定委員が採点致しました総得点の平均点を、小数点第３位以下を四捨五入して算出し、順位を付けております。

伊達観光・新篠津開発共同企業体につきましては、１００点満点中７２．３６点という結果であり、どの項目においても標準となります「３点」を超え、また、さらに、町が支出する費用の縮減、温浴、宿泊プラン、食事など施設効果を増進させる方策、建物、設備等の適正な維持管理における加点の評価を得たことによりまして、採点の一つの目安とする標準となります「３点」とした場合の平均点となります６０点という標準点を満たしておりまして、管理費用につきましても町の積算数値と合致しているものでございます。

共同企業体につきましては、新篠津温泉「たっぷの湯」をはじめ、これまで手掛けた観光施設などの経営で培ってきました、施設を適正に維持管理すること、顧客サービスの向上を図ることが大いに見込まれることに加えて、自己資金を拠出し、より集客を図るといった前向きな計画が評価されたものでございます。

なお、今後につきましては、平成２９年１０月１日の指定期間開始に向けて、本議決後、速やかに指定の処分を行った後、施設の改修及び再開準備等に向けた協議を進めまして、管理運営の詳細を定めた協定書を締結し、施設を再開させていきたいと考えているところでございます。

以上、資料の概要を説明させて頂きました。

よろしくご審議の上、ご決定頂きますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森岡議員。

●６番

只今のないえ温泉施設に関する指定管理者の選定、指定についての議案ですけれども、町長に１つだけご質問したいと思います。

この度の温泉の再開に関する指定管理の公募に対しては、それぞれ温泉の運営する経験やノウハウを持っている３社から、３団体ですか、積極的に応募頂いたということは非常に嬉しいことだと思っておりますし、その中でも、今回、選定頂いた団体につきましては、今後のないえ温泉の運営、また町との関わりについて、非常に期待の持てる提案内容を持っていると、自分でも判断しており、良い団体を選定頂いたなと思っておりますけれども、その中で提案内容の中にも、とにかく地元の食材を使ったり、地元との団体との関わり合いをを深くしていきたいというようなことも提案内容に書いてありますけど、その中で、独自にかなりの金額を持って、施設の、多分内装に関わるのかなと思っておりますけれども、改修も頂けるといようなことでありますけれども、是

非その改修についても、拘束力は持てないですけれども、できれば、奈井江町の企業を活用して頂きたいということを申し入れして頂きたいなと思っておりますけれども、この点について、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

●議長

町長。

●町長

今、森岡議員のおっしゃるとおりでございます。選定されたところは、極めて積極的に地域づくりに協力して頂けるということが分かりましたので、適切な管理を行って頂けるだろうと思います。

そして、部分的に改修する点を提案致しているところでございますが、私どもとしては出来るだけ、地元の企業を含めて考えて頂きたいということは申し述べておりますし、今後そういう方向で、ただ、競争に負ければこれは仕方ありませんから、そういうことを通じまして、ただ、専門的な分野でございますから、そういう面では、色々と考えて、幅広く考えていってくれるだろうと、こういうふうに思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げるところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

その他ございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第５ 議案第３１号の上程・説明・質疑・討論・採決

(１０時２５分)

●議長

日程第５、議案第３１号「平成２９年度奈井江町一般会計補正予算（第１号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の追加のＮＯ２であります。

１７１頁をご覧を頂きたいと思います。

議案第３１号「平成２９年度奈井江町一般会計補正予算（第１号）」

平成２９年度奈井江町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，７９４万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５１億７９４万６千円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第２条、債務負担行為の変更は、「第２表 債務負担行為補正」による。

平成２９年３月１７日提出、奈井江町長。

次頁をご覧下さい。

第１表、歳入歳出予算補正。

歳入、１款町税１５４万６千円を追加し７億２，５０５万４千円、１８款繰入金１，６４０万円を追加し３億３，００１万２千円、歳入合計１，７９４万６千円を追加し５１億７９４万６千円とするものであります。

歳出、７款商工費１，７９４万６千円を追加し２億８，８４５万５千円、歳出合計であります。同様に１，７９４万６千円を追加し５１億７９４万６千円とするものでございます。

第２表、債務負担行為の追加であります。

ないえ温泉施設等指定管理業務と致しまして、平成３０年度から平成３４年度までの期間、限度額を８，２６０万９千円とするものでございます。

今回の補正につきましては、今ほど可決を頂きましたないえ温泉施設等の指定管理者の指定に伴う委託料の追加を行うものでございます。

それでは補正の内容につきまして、歳出より説明致しますので、１７５頁をお開き下さい。

商工費の温泉施設費では、温泉施設等の管理運営に要する経費で、指定管理者に対する１０月１日からの６カ月分の管理費用として、１，７９４万６千円を追加計上してございます。

前の頁をご覧頂きたいと思いますが、歳入であります。

町税では施設再開後の入湯税として、３カ月分の見込みを行い、１５４万６千円を追加してございます。

以上におけます歳入歳出の差、１，６４０万円につきまして、財政調整基金繰入金を同額計上を行いまして、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

６番森岡議員。

●６番

１点だけ確認させて頂きたいと思います。

今回の指定管理に関わる費用の債務負担行為補正の部分なんですが、３０年度から３４年度までということで、８，２６０万９千円ということで、補正をされておりますけれども、確認なんですが、この金額については、３４年の９月分までということでしょうか。

そこだけ１点確認させて下さい。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の森岡議員のご質問でございますが、指定管理料の３４年度分につきましては、３４年の９月末までの指定期間までの期間の費用でございますので、ご理解頂きたいと思っております。

●議長

その他ありませんか。

（なし）

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました

日程第6 議案第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時31分)

●議長

日程第6、議案第13号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書NO2の129頁をご覧ください。

議案第13号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年3月3日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴いまして、教育長の代理は事務局職員から教育長が指名する教育委員が行うこととなったことから、教育次長の職名を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第13号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時32分)

●議長

日程第7、議案第16号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の140頁をご覧下さい。
議案第16号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」平成29年3月3日提出、奈井江町長。
本案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴いまして、関連規定の整理を行うため、条例等々の一部改正をするものでありまして、第1条をご覧頂きたいと思いますが、職員の育児休業等に関する条例にあっては、養子縁組によって養親となることを希望している者を、養子縁組里親に改めるとともに、第2条をご覧を頂きたいと思いますが、奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例にあっては、

情緒障害児短期治療施設を、児童心理治療施設に改正をするものでございます。

以上、条例改正の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第17号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時34分)

●議長

日程第8、議案第17号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書141頁をご覧下さい。

議案第 17 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

平成 29 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族の介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴いまして、必要な事項を定めるため、条例の一部改正を行うものでございます。

以上、条例改正の概要につきまして、説明申し上げます。

よろしく審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 17 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 19 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10 時 36 分)

●議長

日程第 9、議案第 19 号「奈井江町個人情報保護条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の１４３頁をご覧ください。

議案第１９号「奈井江町個人情報保護条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例」

平成２９年３月３日提出、奈井江町長。

本案につきましては、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆる番号法でございますが、第２６条が施行されることに伴い、改正を行うものでございます。

第１条においては、２６条において準用する場合を含むという文言を加えるとともに、第２条においては、関連規定の整理を行うため、号番号の改正を行ってございます。

なお、番号法第２６条の施行が、平成２９年５月３０日からということで施行されますので、本案につきましても当日付で施行するとしてございます。

以上、条例改正の概要について説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１９号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第 10、議案第 21 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

連日、ご苦労さまでございます。

それでは、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることでございますが、提案を致したいと思います。

固定資産評価審査委員会委員でございました筧下恒康氏が、平成 29 年 1 月 26 日に残念ながら死去されました。

委員が欠員が生じておりますので、長谷忠司氏を選任いたしたく地方税法第 42 条第 3 項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

平成 29 年 3 月 3 日提出。

なお、履歴につきましては、次頁に載せておりますので、よろしくお願い致します。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 21 号を採決します。

本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

日程第 1 1 2 請願の報告

(1 0 時 4 0 分)

●議長

日程第 1 1、請願第 1 号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める」意見書の採択を求める請願書」、請願第 2 号「介護保険制度の見直しを求める」意見書の採択を求め請願書」

以上、2 請願を一括議題とします。

2 請願につきましては、まちづくり常任委員長より、審査報告書が議長に提出されております。

常任委員会報告書について委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、3 番遠藤議員。

●3 番

まちづくり常任委員会審査報告書を報告致します。

3 月 6 日本会議において付託されました、請願第 1 号「安全・安心の医療介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める」意見書の採択を求める請願書及び、請願第 2 号「介護保険制度の見直しを求める」意見書の採択を求める請願書の審査を、8 日役場 3 階議員控室にて委員会を開催し審査を行い、結果を得ましたので、ご報告申し上げます。

補佐人として、北海道勤医協書記長 佐賀正吾氏が同席され、紹介議員からの現状等の説明を受けた後、質疑を行い、慎重かつ熱心に審査を行い、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、請願の採択に伴う意見書（案）を含む 3 件の意見書（案）についても、審査したことをご報告申し上げます。

審査した結果、2 件の意見書（案）を、今定例会に意見案として提案することと致しましたので、あわせてご報告申し上げます。

以上、まちづくり常任委員会の報告と致します。

請願第 1 号の討論・採決

●議長

請願第 1 号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める」意見書の採択を求める請願書」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

請願第2号の討論・採決

●議長

請願第2号「「介護保険制度の見直しを求める」意見書の採択を求め請願書」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

請願第2号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 1 2 意見案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 0 時 4 4 分)

●議長

日程第 1 2、意見案第 1 号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第 1 号) 朗読

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第 1 号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第 1 3 意見案第 2 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 0 時 4 6 分)

●議長

日程第 1 3、意見案第 2 号「介護保険制度の見直しを求める意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

- 事務局長
(意見案第2号) 朗読

- 議長
本案に対する質疑を行います。

(なし)

- 議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

- 議長
討論なしと認めます。
意見案第2号を採決します。
本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長
異議なしと認めます。
本案は、提案のとおり可決されました。

日程第14 会議案第1号の上程・説明・承認

(10時48分)

- 議長
日程第14、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

- 事務局長
(会議案第1号) 朗読

- 議長

本案は、提案のとおり、承認することとしたいと思います。
なお、日程等の変更については、あらかじめ議長に一任願います。
これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、提案のとおり承認することに決定しました。

日程第 15 調査第 1 号の上程・付託

(10時49分)

●議長

日程第 15、調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(調査第 1 号) 朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第 16 調査第 2 号の上程・付託

(10時50分)

●議長

日程第 16、調査第 2 号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を
議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長
(調査第2号) 朗読

●議長
本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長
異議なしと認めます。
本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17 調査第3号の上程・説明・付託 (10時51分)

●議長
日程第17、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長
(調査第3号) 朗読

●議長
本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長
異議なしと認めます。
本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長
以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。
平成29年奈井江町議会第1回定例会を閉会致します。

大変ご苦労さまでした。

(1 0 時 5 2 分)